

(第五部)

第七十五回  
國會參議院大藏委員會會議錄

昭和五十年三月二十日(木曜日)

午前十時四十八分開会

委員の異動

三月  
三十日

藤田 正明君

細川  
護熙君

出席者は左のとおり

委員

河本嘉久藏君	大藏省主計局次長
山崎五郎君	大藏省主税局長
辻一彦君	大藏省国際金融局長
栗林鉢木	國税庁直税部長
卓司君	文部省管理局長
青木一男君	事務局側常任委員会専門員
鳩崎均君	説明員
土屋義彦君	農林省構造改善局農政課長
中西一郎君	農林省畜産局競馬監督課長
初村滝一郎君	通商産業省機械情報産業局車両課長
鳩山威一郎君	三井嗣郎君
藤川一秋君	関谷俊作君
細川護熙君	杉本金馬君
柳田桃太郎君	寺田高橋敬次郎君
山崎竜男君	吉田中橋敏次郎君
大塚実君	寺田大倉慎隆君
寺田喬君	野々山横井正美君
三君	進君今村武俊君
本日の会議に付した案件	○相続税法の一部を改正する法律案（内閣提出、

そこで、評価額の高騰状況について、過去十年の推移を、純農地、中間農地、市街地周辺農地に分けて、田畠の区分で若干の御説明をお願いいたします。

○政府委員(横井正美君) 御説明申し上げます。

相続税の評価につきまして全国的に種類別の平均上昇率は調べておらないわけでございますが、農地の評価につきまして、数地点につきましてサンプル調査をいたしましたところでは、四十一年分と四十九年分の評価額の比較でございますが、純農村の農地につきましては、田畠ともおおむね二倍程度の上昇率を示しております。都市の近郊農地につきましては、四倍程度から十倍を超える伸び率を示すものもある、こういう状況でござい

○委員長(椥垣徳太郎君) たゞしまから大蔵委員会を開会いたします。  
相続税法の一部を改正する法律案及び入場税法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。  
これより質疑に入ります。  
○辻一彦君 私、きょう農地の相続税の問題と、それから入場税の一部につきまして若干の質問を行いたいと思います。  
第一には、最近とみに農家の相続税が過重になつて、農業継続の大きな問題となつてきております。これは都市近郊に限らず、全国的な状況にあります。あると言えますが、その基本的な原因は相続する農地の評価額の高騰にあるというように思われま

○政府委員(榎木又三君) 直接的税制 たたしめ  
御審議願つております相続税等は、私たゞ細分化  
されるやつを残すという意味においては、あるいは  
は関係があるかもわかりませんが、直接的には農  
林省の方でお考えいただきますところの全般的な  
農政ということで考えるべき問題じやないかと思  
うわけなんです。今度、御審議願つておりますの  
は、いまちょっと申し上げましたように、評価額  
が上がつてきまして、御承知のとおり、後継者が  
まるまる親から農地を受け継がれないと、こうい  
うことを防ぐということで今回の相続税の免除、  
こういうことを御審議願つておるわけでございま  
すので、そういう意味でございまますので、いま辻  
委員御指摘の農業振興とか、そういう観点から見  
れば、それはあくまでも全般的な農政として考え  
るべき問題じやないかと、大蔵省としましては、  
かように考えるわけでございます。

○辻一彦君 農林省は見えておりますか。まあ大  
蔵省の考えはそれとして、農林省で、これは三代  
相続すれば、いまのままだと孫の代で農地をほと  
んど手放さざるを得ないという、こういう事実が  
間々あつたわけですが、そういう点から、この食  
糧自給体制や日本農業のあり方という観点から農

○辻一彦君 非常に農地の価格が、都市近辺はもちろん全国的に非常に上がっている。そこにこの相続税の改正の問題が出てきたものと、こう思われます。そこで、農地などの相続税の制度改革に当たっては、税制問題としての視点からだけではなく、日本農業のあり方、食糧自給体制をどう確立するか、あるいは農民の生活防衛、また自然環境保護等の立場から対処すべきでないかと、こう思いますが、これについてどうお考えになつておられるか、その点をお伺いいたしたいと思いま

一一九

林省としては、この税制を単に税制の立場からでなくして、先ほど申し上げたような観点から考えていくべきであると、こういうふうにお考えになっておられるかどうか、その点いかがでしょうか。

○説明員(関谷俊作君) 今回の相続税の納税猶予制度が設けられる過程におきましては、農林省としましては、いわ御質問にもございましたが、農地の保全、それから食糧供給の基盤確立、そういう意味からこの相続税の問題非常に重要なと考えまして、いろいろ事情も大蔵省に御説明をし、また要望もしたような次第でございます。基本的な考え方方としましては、やはり農地を農業に継続的に使っていく場合の農業継続、同時に農地の保全、そういうことから考えますと、現実の從来の相続税の評価状況から見ますと、やはり相続に際しまして農業経営の継続がなかなか困難になる、こういう事態もあるのではないか。あるいはこれからそういう事態がますます出てくるのではないかと、いうことを懸念いたしまして、そういう意味合いでこの種の制度は必要である、こういう考え方から相続に際して農業経営を維持継続する、農地を保全する、こういうことを通じまして食糧の生産基盤をしっかりと確立していく、こういう意味合いでこの種の制度は必要である、こういう考え方から要望をし、また事情を説明して御協議したよう次第でございます。

○辻一彦君 大蔵の方にお伺いしますが、農林省としてはそういう点から強い要望を行つてそれが一つの今度の税制改正の力になつておつた、ボイントになつておつた、こうしたことではあります。私は、いま次官をお話しの御発言ありましたが、税制の立場と同時に、農業政策といいますか、そういう両方の立場からこの問題はやっぱり十分考えてこられたんじゃないかなと、こう思いますが、その点重ねてお伺いしたい、いかがでしょう。

○政府委員(樋木又三君) 当然いま辻委員御指摘のとおり、別個のものじゃないということは同感でございますが、ただこの納税の猶予制度だけで私は農業が必ずしも振興できるとは思わないんです。そういう意味で先ほど申し上げましたように、

総合的な農政という範疇の中に農業振興というものは考えるべきじゃないかと、ただこれはいま農地からもお話をございましたが、細分化されます

と、農業やりたくてもやれない、こういう事情がござりますので、当然これも一つの大きな手段であることは間違いないわけでございますが、林省からもお話をございましたが、細分化されます

ただこれだけで、私の言いたいのは農業が必ずしもりたばにできるものじゃない、こういうことを申し上げておるわけでございます。これも大きな一つの手段であることは間違いないでございません。

○政府委員(旦弘昌君) いま政務次官がおつしやいましたとおりでございます。ただ若干つけ加えさせていただきますと、農業であれ、ほかの産業でございましても、いずれも、その産業といはれての重要な性ということにつきましては変わらないという感じを持つております。ただ農業が非常に違つております点は、もし現行の線引きが非常に違つておりますれば、これは常に確立して強固なものでありますれば、これは農地として線引きされた場合には、もう農地以外には使えない。それから将来も長きにわたつて

その線引きは変わらないんだということが確立しておりますれば、現在のよな農地の宅地含みの高い価格ということは起こり得ないわけでござります。したがいまして、そのところが農業とその他の産業との非常に大きな違いでございまして、そこの農業自身の意図せざるそういうような要因によりまして、宅地含みの価格というものが最近特に実現してきておる、そういう事態を踏まえまして、私どもとしては、そこに特異性を認め、この新しい制度をつくったわけでございます。

したがいまして、その制度が確立しました時には、時価評価一本から変わつていいんですか、どうなんですか。

○政府委員(旦弘昌君) 基本的には時価の評価と申しますれば、現在の私どものたてまえとしたしましては、やはり相続税法にのつとりましてその適正な時価を見出していくべきではないかというふうに、かように考えておる次第でござります。

○辻一彦君 今回の改正案の中では、農地の評価額は、時価評価一本から変わつていいんですか、どうなんですか。

○政府委員(旦弘昌君) 基本的には時価の評価と申しますと、この農業投資価格とは、特別農地等の、特に都市近郊の農地の時価といふものは、本来の農地としての時価ではなくて、さらに宅地含み——将来宅地に転換されたであろうならば、このようなふうな価格で売られるであろうということであります。したがいまして、その制度が確立しました時には、

いま政務次官が申し上げましたように、農業の農地の細分化も防がれるという効果は期待されるわけございますが、初めの考えのものは、そういうふうな農地の特殊性というところに起因するものであることをつけ加えさせていただきたいと思

の両方の立場から十分考えてなされておる、こういうことでありますね。いまそこで補足もあります。

そこで、農地の評価額については、農地から上がる収益に見合つた評価が最も適切だと思います

が、農地の固定資産評価額がそうした方式を採用してやっている、こういうことを考えますと、改正案にもそれが織り込まれてしかるべきであると

考えますが、政府の考え方いかがでしょうか。

○政府委員(旦弘昌君) 土地の評価につきましては、相続税法の基本は時価といふことでございます。そしてその時価をどうやって求めるかという方法にはいろいろあるかと思ひますが、現在、私どもがつておりますのは、いわゆる収益還元価格ではない。そして実際に農地が農地として取引されるならば幾らで売買されるであろうかといふことがやはり時価ではないかと思うわけでござります。したがいまして、そのところが農業とそ

の線引きは変わらないんだということが確立しておりますれば、現在のよな農地の宅地含みの高い価格ということは起こり得ないわけでござります。したがいまして、そのところが農業とそ

の他の産業との非常に大きな違いでございまして、そこの農業自身の意図せざるそういうような要因によりまして、宅地含みの価格というものが最近特に実現してきておる、そういう事態を踏ま

えまして、私どもとしては、そこに特異性を認め、この新しい制度をつくったわけでございます。

したがいまして、その制度が確立しました時には、

そこまで、この農業投資価格の基準について二、三點伺つてみたいと思います。

第一は、恒久的に農業の用に供される農地であるなら、転用目的の見込み、あるいは譲渡見込み、思惑、こういうものは全く加味されないと、こう考えていいんでしょうか。

○政府委員(旦弘昌君) 具体的な評価につきましても、国税庁の方からその方法等については検討されておると思いますが、いま申し上げました農業投資価格は、将来長きにわたりましてその農地の相続者が農業を継続していくということを宣言されるわけでございます。したがいまして、一種

で課税されるのが当然ではないかと、かように考えておる次第でござります。

○辻一彦君 じゃ、その改正案によりますと、相続税の計算のもとになる農地の評価について農業投資価格なる新しい評価額を算出したいと、こうしておられますね。この評価額は、いわゆる農業投

資価格というものは一体どういうものを意味しておられますか。これをひとつお伺いしたい。

○政府委員(旦弘昌君) この法律案に申しております「農業投資価格」と申しますのは、恒久的に農業の用に供されるべき農地として、そういうものとして取引される場合、その場合に通常成立するると認められる価格というふうなことを考えております。言いえますと、実際の宅地含みで現在は売買されておるというのが現状でござりますから、その実際の農地の売買価格から、将来その農地が宅地として転売されれば非常に高く売られるといふ、いわゆるその宅地含みの部分を控除した金額が農業投資価格になると思します。

○辻一彦君 いま御答弁のように、改正案の中を見ますと、この「農業投資価格」とは、特別農地等の、特に都市近郊の農地の時価といふものは、本来の農地としての時価ではなくて、さらに宅地含み——将来宅地に転換されたであろうならば、このふうな農地の特殊性といふことを考慮して、その所在する地域において恒久的に耕作又は養畜の用に供される「云々と、こうありますね。そして「通常成立すると認められる価格」として当該地域の所轄国税局長が」きめると、こうなっております。

そこで、この農業投資価格の基準について二、三點伺つてみたいと思います。

第一は、恒久的に農業の用に供される農地であるなら、転用目的の見込み、あるいは譲渡見込み、思惑、こういうものは全く加味されないと、こう考えていいんでしょうか。

○政府委員(旦弘昌君) 具体的な評価につきましても、国税庁の方からその方法等については検討されておると思いますが、いま申し上げました農業投資価格は、将来長きにわたりましてその農地の相続者が農業を継続していくということを宣言されるわけでございます。したがいまして、一種



将来とも農業經營を非常に低所得のもの、あるいは明るい未来がないものというふうにお考えになつておるとは実は思つておらないわけでございまして、そういう意味合いから将来のこととも考えますと、必ずしも現在の稲作の所得からだけで農業投資価格を考えるわけにもまいらないのじやないかというふうに考えるわけでございます。

○辻一彦君 あなたのお話をだと、非常に日本農業が進んでいかなかったということは、これは御存じのとおりだと思うのです。だから、将来非常に明るくなるから、その見込みを収益から地価に還元するということはちょっと私は問題があると思うのですが、この点についてどうお考えですか。

○政府委員(横井正美君) 先ほどお答えですが、この辺の資料等を収集を図つておる段階でござります。いまだ手元に集まつておらないわけでござりますけれども、その価格と申しますのは、現在の収益、あるいは将来の見込み、この辺が反映されてき上がつておるものではなかろうかというふうに考えるものでござります。もちろん、若干の線引きの不徹底等からいたしまして、宅地含み価格が入つておるかもしませんので、その辺の事情はよく検討したいというふうに思つておるわけでござりますけれども、そこで、成立いたしております価格等を基準にいたしますれば、現在の収益を織り込んだような価格がどの辺かと、農業投資価格のあるべき姿としてはどの辺かといふことが出てくるのではないかと思つておるわけでござります。

○辻一彦君 それは、たとえは農村に、純農村、純農地の地帯が進出してくる、一部土地を転用する。そうすれば、その土地はかなり高いものになりますから、それが周辺に影響を与えるとか、あるいは道路がつく、その周辺に農地が転用されて、かなり高い値段になる。そういうものが影響を与えるということはあります。だから、農業投資価格を算めれば、私はこれはある程度の影響を受けるわけだと思います。

○辻一彦君 あなたのお話をとすると、やはり、農業が進んでいかないのじやないかと明るいのがあって、どんどんよくなるから、だから、見込みで高く地価を評価していくと、こういう言い方になりますが、しかし、昭和三十五年農基法以来十五年間、そういう方向に日本の農政が進んでいかなかったということは、これは御存じのとおりだと思うのです。だから、将来非常に明るくなるから、その見込みを収益から地価に還元するということはちょっと私は問題があると思うのですが、この点についてどうお考えですか。

○政府委員(横井正美君) 先ほどちょっとお答えしたのでござりますが、私ども農業委員会等が将来も農業を継続するという方のために、農地のあつせんをいたしておるということがございますので、この辺の資料等を収集を図つておる段階でござります。いまだ手元に集まつておらないわけでござりますけれども、その価格と申しますのは、現在の収益、あるいは将来の見込み、この辺が反映されてき上がつておるものではなかろうかというふうに考えるものでござります。もちろん、若干の線引きの不徹底等からいたしまして、宅地含み価格が入つておるかもしませんので、その辺の事情はよく検討したいというふうに思つておるわけでござりますけれども、そこしては、現在の収益、あるいは将来の見込み、この辺が反映されてき上がつておるものではなかろうかというふうに考えるものでござります。もちろん、若干の線引きの不徹底等からいたしまして、宅地含み価格が入つておるかもしませんので、その辺の事情はよく検討したいというふうに思つておるわけでござります。

○辻一彦君 先ほど農業投資価格には、いわゆる小さな切り売りの影響であるとか、あるいは宅地見込み等のそういうものを含まないということがはつきりしましたね。そこで、割り出されるところの農業投資価格ですね。こういうのは大体何を基準にして、どういう根拠から出でてくるのか。こう考えれば、将来の見込みや、そういうものを全部取り除いて後計算するならば、収益還元方式以

外に残らないと思うんですか、この点どうお考えになつておりますか。

○政府委員(横井正美君) 先ほど御答弁申し上げましたように、恒久的に農業を継続するという場合に成立する価格でございます。いわゆる都市化ありますとか、宅地化でありますとかと、いうことを含まない価格でございます。したがいまして、私どもいま申しましたような農業委員会のあつせんする価格は、当然にそういう宅地化の要素を含まないで、収益から考へられるような価格である

といふうに考へるものでございます。

○辻一彦君 そうすると、重ねて申し上げますが、先ほど私ちょっと申し上げたけれども、純農村でも工場やあるいは道路がつくと、その周辺は見込みで値段が上がつてきますね。そういうものを除いてこの恒久的に農業が継続されるとすれば、それを除くわけですね。その除いた農業投資価格を割り出すところの計算する基準といいますか、基本といふものは、私は残るところ収益還元方式によらざるを得ないと考へるのですが、全部そういう要素を除いた場合、ほかに農業投資価格を算出する根拠は一体何なのでですか。

○政府委員(横井正美君) 実は、相続税の評価にしている価格が、農業委員会等のごあつせんで例りまして、御指摘のような方法もございますけれども、現実に農業を営むと、いうことのために成立しているよう聞くと、その点いかがですか。全国、そうしてブロック別に。

○政府委員(横井正美君) 実は、私ども農業投資価格の適正なあり方といふものを検討するに当たって、そういう計算はされていると思いますが、その点いかがですか。全国、そうしてブロック別に。

○政府委員(横井正美君) 実は、私は残るところ収益還元方式による価格はやつてきておらないわけでござります。今回の農業投資価格につきまして、農業収益等から考へられてそこに売買が実現しておるといふ價格が現実にあるわけでござりますか

が、あるよう聞いておりますので、そちらの方を

おこなう方法は、必ずしもとの必要がないのじやないかというふうに考へておるわけでございま

す。

○辻一彦君 もう一度

○政府委員(横井正美君) 恒久的に農業をやるか

ら通常行われている売買価格を参考にすると言わ

れるけれども、通常行われている売買価格は、先

ほど影響を与えるものを取り除くと言われた、若

れを基準にしてまいりたいというふうに考へるわ

けです。

○辻一彦君 しかし、その恒久的に農業をやるか

ら通常行われている売買価格を参考にすると言わ

れるけれども、通常行われている売買価格は、先

ほど影響を与えるものを取り除くと言われた、若

れを基準にしてまいりたいというふうに考へるわ

けです。

○辻一彦君 しかし、その恒久的に農業をやるか

ら通常行われている売買価格を参考にすると言わ

れるけれども、通常行われている売買価格は、先

ほど影響を与えるものを取り除くと言われた、若

れを基準にしてまいりたいというふうに考へるわ

けです。

○政府委員(横井正美君) 繰り返して大変恐縮なうものが何なのか、これをひとつお聞かせいた

いふうに考へる価格事例といふうなものは、その基準となるもの、水準となるもの、そ

ういうのが何なのか、これをひとつお聞かせいた





したがいまして、今年の初めに亡くなられた方に  
つきましては、六月の末から七月ごろにかけまし  
て相続税の申告をなさる方につきまして土地の評  
価、特に農業投資価格についての御認識が十分行  
き渡っていないければいけない、こういうことがど  
ざいますので、法律が成立いたしましてから六月  
までの間にすべての作業を終了いたしたいという  
ふうに考えております。

て、現在の社会的な経済的ないろんな事情を十分勘案して配慮する必要があると思います。たとえばおやじさんが農業をやっている、息子さんが都会に出ていろいろ仕事についている。しかし、場合によってはそのお父さんが急に亡くなられ、そのときに帰つて相続しなくちゃいけない。こういう場合がまま実際として農村で起こっておりますね。この場合に、この農業従事者の要件云々といふ

う制度を設けたものでござりまするから、仮に相続人が自分が農業経営をやつておりますものについて、それを農業生産法人に移すと言いました場合には、やはりそこで全部仮に今まで農業経営ということを条件にして猶子をしておりました相続税を、条件が満たされなくなつたからといふことでその場で取るというようなことのない配慮をできないかということで今日検討いたしておられたところござります。農業生産法人に対する寺

○辻一彦君 この土地評価審議会の構成はどうな  
んですか。この中に農民団体の代表等含める考  
えはありますか。

○政府委員(横井正美君) 宰議院におきまする相  
続税法の審議に際しまして、この附帯決議がござ  
います。それは「土地評価審議会の委員となる「十  
地の評価について学識経験を有する者」の任命に  
当たつては、農業団体の構成員で農地の評価に精  
通していると認められる者をもその対象とするよ  
う配意すること」「ということになつてゐるわけで  
ござります。

うことになりますと三年間しままでたら耕  
続前に農業に従事しなくちゃいかぬと、こういふ規定があつたわけですが、今度の場合には、こわ  
についてはどう考えておられますか。

○政府委員（中橋敬次郎君） おっしゃるとおりでござります。今日ございます農地の生前贈与、一括贈与につきましての特例措置につきましては、三年間農業を継続しておることという条件をつけ  
てございますが、今回の贈与税の特例措置につ  
きましては、おっしゃるように突然の死とい  
うことでその相続が起るわけでござりまするが

思います。  
御存じのように、農業生産法人は農業者の協業による規模拡大、農業経営の近代化を目指すものであつて、国の施策を受けて設けられた、こういうことは言うまでもないと思ひます。  
そこで、一つとして、農業生産法人の、常時從事している者、構成員が当該法人に権利を設定、使用収益権を設定した、そういう農地について、特例制度の対象農地にすべきでないかと思ひますが、この点はいかがですか。

○辻一彦君　いや、一挙に取らぬでもいいということですが、農業法人に参加をし、その土地を出資をして、自分もその法人のメンバーであると、いふ場合には、猶予を継続するという方向で検討しておるのですか。

支分を持ちながらも、しかも、みずからが當時農業に従事をする、いわば個人の延長線上にありますといった人につきまして、猶予しておる税額を一挙に取らなくともいいような方法というのを政令でございますから、今日検討しておる最中でござります。

そこで、私ども二十名以内の方々をお願いするに当たりまして、関係行政機関の職員、地方公並団体の職員のほか学識経験者といったしまして、都道府県農業会議などの農業団体の構成員でございまして農地の価格事情に精通している方をお願いいたしたいというふうに考えております。

○辻一彦君 じゃ、その中には農議院の附帯決議の趣旨もこれあり、それをひとつ生かしながらいくとすれば、少なくも、その学識経験者の中に農業会議あるいは県における、地方における農協中央会の代表の中でこういう問題に経験のある人を含めていくと、こういうふうに理解していくんですか。

○辻一彦君 それから、相続に伴つて面積要件がありますですね。いわゆる農業相続人の面積の要件といふものは、これはもう全然考へていないので、どういう条件がありますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 今日の農地の生前贈与の制度には一括といふことでござりますけれども、新しく御提案申し上げております制度につきましては全部といふことでございませんで、後継者が、後継者と申しますか、相続人の中で農業やっていく人、それが日光で守まつて農地と、そういう条件はつけなくて、全然農業を經營していくくともこれから農業をやるという条件をえ満たしていただければこの制度を適用するつもりでございます。

もう一つ、農業生産法人の常任従事者であつた者をも成員が当該法人に対し特例適用農地等を現物で出資をする、また使用収益権の設定をした場合においても納税の猶予特別を継続すべきであろうと思いますが、この二点について、どう考えておられるかお伺いいたしたい。

○政府委員(中橋敬次郎君) 農業生産法人に農地を譲渡いたしました場合には、譲渡しました者しましては持ち分を持つことになります。そのはち分につきましては、実は譲渡を禁止しております。ということございません。今日の農業生産法人制度を考えてみると、やはり所有と經營が分離しておると、そこをねらっておりますのでございするから、現実に相続人がみずから農地を農業

○政府委員(中橋敬次郎君) 農業生産法人の持つ  
分を相続しましたした者につきましては、第一にお答  
えしましたように、それについてこの制度を適用す  
るのはむずかしいと思っております。その後相  
続をしました人が農業生産法人に参加をする、そ  
の態様いかんによりまして、なお一挙に今までの  
の猶予されましした税額を取らないで済む。とい  
うことは、ある程度の農地を農業経営の対象から外  
すというときには、この制度の適用がなくなるこ  
とということになつておりますから、そういうこと  
を配慮するような道と、いうのを今日検討してお  
きたいと思います。

○政府委員(横井正美君) 街道沿の木並木は、  
います。

やつてしのん。それが本編で得ました農地をくじるものについて適用をいたします。

○辻一彦著 次に、農業相続人の要件について二点伺いたいと思います。

これは政令で定めることになつております農業相続人の要件等について、予期し得ない被相続人の死亡などによって相続が発生する特性に基づいて

○政府委員(中橋敬次郎君) 税金の方から最低  
積がどの程度あれば農業經營が成り立つかとい  
うのですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 基本的には、第一にお答えしましたように、やはり農業生産法人の持つということになりますから、それについての相続税をおそのままの形で猶予しておるということは継続することはむずかしいと思つております。ただその際に、先ほど申しましたように、農業生産法人に移つたときに、その分についてある程度の限度を越えますから、もう全部に度をカットしてしまうということのないようすをござります。

○辻一彦君 その大体、検討された結果はいつころ明らかになりますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) いまある一定限度以上農地を農業経営から外しましたときには、その猶予制度を全部だめだということにするのが原則でございますけれども、本人の意思にかかるはず、農地を手放さなければならぬという事態がありますものについては、その制限の数量の中に入れないという道がございまして、それは政令で運用できることで御提案申し上げておりますから、その政令を決定します段階で、いま申しましたことも配慮を加えたいと思っております。

○辻一彦君 じゃ、これは十分この意向はくんで政令を検討する中で私は具体的に考えてもらいたいと思います。

次に、納稅猶予中に、項目にありますように、その条件を変えた場合に、猶予税額の全額と申告期限からの利子税を納付することになつておる。しかし、これらが発生する場合の大きな部分は、ほかの条件の変化たとえば、周辺には宅地化をされ、あるいは工場がずっと来て、たんぽや煙でがんばつておつてもがんばり切れないと、こういのも一生懸命やつている人の場合にはあります。それが得るわけですね。言うなら、自分の意思でなしに、ぐるりが宅地化するとか、工場化して追い込まれてどうにもならないという、こういう場合が起きて農業が続けられなくなってしまった、そういう

場合の救済対策というものの、これについてお考えになる必要があると思いますが、いかがですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 周りの環境が農業継続を不可能にするという事態でござりますけれども、そういう事態の中にも農業を継続するから、相続の時点におきましての評価を、いわゆる農業投資価格での際納めていただこうというのがござります。

○政府委員(中橋敬次郎君) その制度でございますから、あくまでも農業を継続していくのが最もこの制度の根幹でございます。したがって、どうも環境からいつて農業を継続することができないということで、やはり自發的な意思としておやめになれば、猶予しておった税額は納めていただきなければなりません。そのときに、恐らくやめるということは、そういう環境の中でございますから宅地に転用されるわけでございまして、そのときの宅地の価格と、相続時におきますところの宅地含みの評価とを考えてみますれば、やはり時の経過がござりまするから相当上昇しておるというふうに予測されるわけでございます。したがって、そこは利子税程度で、完全に地価の値上がりというものを吸収しないということでおざいますから、むしろ、甘きに失しておるのじやないかというぐらいに私も配慮を加えたいと思っております。

○辻一彦君 たとえば災害なんかで土地が埋没するとか、不可能的な場合が起こりますね。こういう場合にはどうお考えになりますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 仮に災害が起こりますして農業を継続できなくなるという事態が生じましたから、これらが発生する場合の大きな部分は、やはり何かの復旧措置を講じていただけでござりまするから、そういう災害があつて農業をやめてしましてその生産緑地を地方公共団体に買取つてもらえるという事情の変更を予測せられての設定だと思いますけれども、相続税の方のこの制度を御提案申し上げておりますそもそもの基本理念としては、やはり何らかの復旧措置を講じていただけでござりますが、昭和四十八年、八千五百八十八億円、それから昭和四十九年でございますが、一兆六百五十億円、こういう数字になつております。それから入場者の数、これについてざつとお伺いをいたしたいと思います。

○説明員(石丸博己君) 通産省といたしましては競輪とオートレースを所管しております。

○辻一彦君 まず、競輪でござりますけれども、売上高でございますが、昭和四十八年、八千五百八十八億円、それから昭和四十九年でございますが、一兆六百五十億円、こういう数字になつております。それは二百六十四地方公共団体、これが施行者の数でござります。

それから、次にオートレースを申し上げます。オートレースにつきましては、売り上げでございますが、昭和四十八年、一千二百三十億、それから四十九年、一千四百九十三億、こういう数字でござります。それから入場者につきましては、四十八年が七百四十六万七千人、それから四十九年が七百九十八万一千人、こういう数字でござります。それ

だかなければならぬと思います。

○辻一彦君 これはなかなかむずかしい問題ですから、その程度にしましよう。

そこで、市街化農地について、市街化農地の場合は、都市計画法で向こう十カ年で市街化が図られることになっておる。この納稅の猶予期間が二十年に区切られておる。こういうのをずっと見ますと、たとえば、生産緑地法においても、これは期限が五年とか十年とかいろいろあります。が、土地を中心にしていろいろの法律の年限が皆違うわけですが、そこらの矛盾といふものはないか、これはどうお考えになつておりますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 生産緑地法で、おつしやいますように、十年とか五年とかいう期間が設定をせられております。今回の私どもの御提案申し上げました農地の特例措置につきましては、二十年という設定をいたしましたのは、本来はいわば無期限というようなつもりで——まあ無期限といふのはなはだしく事情が変わったときは酷でありましょうから、ほとんどそれに近いような長い期間ということで求めたわけでございまして。したがいまして、次の相続まで農業を継続していくとか、二十年という、本人がほとんどみずから永久的に農業を継続するというふうに客観的に見られるような期間ということでこの期間をついたわけでございます。したがいまして、生産緑地の方で十年と言いますのは、ある一区切りとしましてその生産緑地を地方公共団体に買取つてもらえるという事情の変更を予測せられての設定だと思いますけれども、相続税の方のこの制度を御提案申し上げておりますそもそもの基本理念としては、やはり何らかの復旧措置を講じていただけでござりますから、恒久的であるいはがいまして、農業を継続していくだけ。したがいまして、農業投資価格での相続税といふことになるわけでござりますから、恒久的であるを得ない

もう、若干論議をしたいのですが、後、昼から大臣が見える予定になつておりますから、その前に少し論議をしたいことがありますから、一處、これはこの程度に保留をしておきたいと思います。

私引き続いて、入場税の問題でギャンブルの関係について、二、三点伺つておきたいと思いま



ございますが、これが百二十億円それから競艇が七百八十二億円、合わせまして、総額で二千百二十四億円ございます。四十八年は同じように競馬が四百四十七億円、競輪が千百九億円、オートが百四十二億円、競艇が千五十八億円、総計いたしまして、二千七百五十八億円でございます。四十九年の数字につきましては、私ども各省からまだ年度も進行中でござりますし、責任の持てる数字についての集計がございませんので、御容赦いただきたいと思います。

今までの累積につきましては、実は昭和三十一年以前につきまして、正確な数字の資料がございませんので、三十三年から昭和四十八年までの十五年間をとりますと、事業別に申し上げますと、競馬が二千六百二十八億円、競輪が六千四百八十六億円、オートが七百八十三億円、競艇が四千三百八十一億円、総計いたしまして、一兆四千二百七十九億円になっております。

○辻一彦君 いまの数字を伺いますと、昭和三十年から四十八年まで累積で競馬、競輪、競艇、オートレース等含めて、一兆四千二百七十九億円といふものが市町村のいわゆる収益金として配分をされている。これはかなり大きな金額であると思います。

それから、先ほど、この四十九年は、これはなかなかわからないということですが、大体四十九年は概算売上金が三兆円ぐらいという、これは衆議院における答弁の中に出でおりましたが、およそそのぐらいと推定していいのかどうか、この点いかがですか。

○説明員(閑根則之君) 収益金そのものが私どもの方で最近経費支出等の変動がござりますので、実は私どもの方ではちょっと予測がつかないわけでございます。

○辻一彦君 いや、私の言っているのは、収益金というよりも、売上額ですね。大体三兆円ぐらいと、こういうことが衆議院の答弁にもありましたが、大体そういう推算でいいんですか。

○説明員(閑根則之君) 各省からそういう答弁が

ございましたので間違いないんではなかろうかと、こういうふうに私どもの方としては考えておられます。

○辻一彦君 各年度の大体売り上げに対する収益のペーセントを見ると、およそ大体一・一%前後と、これがここ数年のペーセントになつております。

そこで、三兆円の一・一%といえば大体三千三百億、これに大体この八割、八〇%程度がいま言った競馬、競輪、オートレース、競艇に当たりますが、十五年間をとりますと、事業別に申し上げますと、と大体のペーセントからほしき出しますが、およそ大体のペーセントからほしき出しますが、およそ三百億の収益があつて、そのうち競輪、オートレースや競艇、それに競馬ですね、二千六百億ぐらいの程度のものと大まかに見ていいのかどうか、いかがですか。

そうすると、ほぼ二千六百億というものが、これはまあ非常に、推算ですが、四十九年度大体三千五百億の収益があつて、そのうち競輪、オートレースや競艇、それに競馬ですね、二千六百億ぐらいの程度のものと大まかに見ていいのかどうか、いかがですか。

○説明員(閑根則之君) 先ほど申し上げましたように、四十九年度におきまして地方団体に繰り出された収益金が二千七百五十八億円でござりますから、四十九年度におきましてはむしろそれを相手に回つた、割ないしそれ以上回つた金額が入つてくる。そうしますと、概算で三千億程度の収益金といふのはあるのではなかろうかといふふうに考えております。

○辻一彦君 じゃ、四十九年が概算で三千億程度の収益と、こうなりますと、これはかなり大きな金額になると思うんです。

当程度上回つた、割ないしそれ以上回つた金額が入つてくる。そうしますと、概算で三千億程度の収益金といふのはあるのではなかろうかといふふうに考えております。

そこでもう一つお伺いしたいのは、こういう市町村が、たとえば四十九年度に三千億のギャンブルによる配分といいますか、収益を受けて、これを基金にして、元金にして公共事業や社会福祉等の事業を行う場合に、政府の起債や補助を受けることができる、収益金プラス起債補助を加えると、全体収益金の約二・五倍程度の膨大な金になる。

○説明員(閑根則之君) こういうことは全国競輪施行者協議会が出している参考資料四十八年度版「競輪と余暇利用等について」と、この中にそういう推算がされておるのですが、私はこれはちょっと問題があると思うのですね。私これはちょっと問題があると思うのですが、こういうことは事実として推算できるのか

どうか、その点いかがでしょうか。

○説明員(閑根則之君) その推算がどういう形でなされておるのか、詳しいことはわからぬわけでもござりますけれども、通常の場合地方団体が一般財源として自分の持ち金がござりますと、それに国庫補助金をもらいましたり、あるいは起債を充当いたしましたりして、自分の持ち金の二倍なり二倍半なりの仕事ができるというのが財政運営上の常識になつております。たぶんそういう感覚からその推算はなされたのではなかろうかと思ひます。しかし、このギャンブル団体が、ギャンブル収益といふものをもとにして、たとえば学校をつくるとか、そういう場合には、国庫補助金がいわゆる補助金の資格面積の範囲内では通常の団体と同じように補助がなされるものというふうに考えております。ただ起債につきましては、私どもやはり乏しい財源の中から、各地方団体共通の財源としての起債を配分しなければいけませんので、やはり優先順位というものをつけております。

その際、まあほかの似たような団体と比べまして、特にギャンブル団体が財源が豊かであつて、起債をつける必要ないじやないかといふふうに認められるものにつきましては、充当率を割り落としたりましたり、そういうことをやつておりますから、普通の団体はどの充当率がついていないといふものもあるうと思います。そういうことになりまして、まあ一般的の団体では、先ほど申しました実際の実効率が、持ち金の二・五倍ぐらいに使えるといふものが、ギャンブル団体におきましては多少下がつてくると、効率が悪くなるということはあるうかと思います。

したがつて、私どもそういう観点から今までこの累積額が実際どの程度の金額として使われたかということを積み上げて調べてはおりませんが、一兆四千億の持ち金があるわけですから、それが相当上回つた金額として使われているであろうと

無理ではなかろうかといふふうに考えております。

したがつて、私がその数字をいまこの場で伺つてもこの累積額が実際どの程度の金額として使われたかということを積み上げて調べてはおりませんが、一兆四千億の持ち金があるわけですから、それが相当上回つた金額として使われているであろうと

無理ではなかろうかといふふうに考えております。

○辻一彦君 その数字をいまこの場で伺つてもこれは大変無理だと私も思います。そこで、資料として、この公営競技の市町村選元金、収益金です、ね、これを一兆四千何がしかありましたですね、一兆四千二百七十九億、これをもとにしてそれぞれの施行団体がどれだけの起債を受け、それからどれだけの補助を受けて、この一兆四千億をどのように活用したといいますか、使つたかといふことを資料として提出をいただけますか。

○説明員(閑根則之君) 四百団体からございますが、それを過去にさかのぼりまして全部財政分析をいたさないとそういう金額は出てこないわけでござります。したがつて、いわゆる積み上げとしての資料をつくるということは至難のわざであろう

すね。そうしますと、こういう計算でいった場合、たとえばあなたが先ほど出された昭和三十三年から以降、いわゆる公営競技施行の市町村が収益金をもとにして政府の起債を受け、補助金を受けて、その総累積額はおよそどのくらいになるというようにお考えになりますか。

○説明員(閑根則之君) 先ほど申し上げました二・五倍なり二倍なりに使えるというのは、自分的一般財源を国庫補助金なり起債のつく、たとえば学校のような建設投資に回した場合のことだと思います。地方団体の中には、収益金を、たとえば福社の先取りと申しますか、国庫補助のつかない一般財源を国庫補助金なり起債のつく、たとえば学校の場合は、もちろん一億の金は一億としてしか使えないとということになりますので、全体の率が三分に回しておるというふうにはちょっと計算としては

自分で自由に使える資金としてこれだけの資金量が投入されたわけですから、通常の一般財源の使い方に対しても、一般的な場合に、地方団体の総事業費がどのくらいになるかというような率はわかりますので、そういうものを使いまして、一種の相当類推を入れました推定というような形でなら資料はお出しできると思います。

○委員長(桧垣徳太郎君) 委員長から。

ただいま関根課長の答弁は、辻委員の要求とは違っておりますので、この資料の取り扱いは後刻理事会において協議をいたします。

○辻一彦君 まあ、この資料は——いま非常に公営競技をやっている団体と、そうでない団体との財政の格差というものがいろいろな形で論議をされている。そういうものを明らかにするために、私はやはりこれは調べてぜひここに出していただきたい。しかし、まあ三十三年からと言えばずいぶん前ですかね、それはおのずと限界もあるう正在思っていますから、その資料の中身については御相談をして提出をいただきたいと、こう思います。

そこで、この数字が明らかにならないと具体的な論議がなかなかできないんですが、これらの収益金によって公営競技をやらない市町村と、やっている市町村の間に、かなりな財政における格差が出てくるのではないか。これは全国の市町村が三千二百六十四、このうちいま四百余りの市町村約一二、三%がこの実施団体になっております。四十九年で三千億の収益金がある。これを幾らに使えるかはわからぬですが、起債や、あるいは補助を受けて活用すれば、これが二倍にならなくても、一・何倍とか、ある倍数にふやして活用されていくのではないか。こうなりますと、公営競技を実施する団体と、非実施団体との財政的格差といふものがかなりなものにだんだんしていくのでありますか。

○説明員(関根則之君) 四百三十九団体が実施をいたしておりますが、この中にはやはりその

団体の資金量といいますか、財政規模に比べまして相当多額なものが入っている団体と、収益事業の収入としてはわずかであるというような団体と、うな形でなら資料はお出しできると思います。

○辻一彦君 まあ、この資料は——いま非常に公営競技をやっている団体と、そうでない団体との財政の格差といふものがいろいろな形で論議をされている。そういうものを明らかにするために、私はやはりこれは調べてぜひここに出していただきたい。しかし、まあ三十三年からと言えばずいぶん前ですかね、それはおのずと限界もあるう正在思っていますから、その資料の中身については御相談をして提出をいただきたいと、こう思います。

そこで、この数字が明らかにならないと具体的な論議がなかなかできないんですが、これらの収益金によって公営競技をやらない市町村と、やっている市町村の間に、かなりな財政における格差が出てくるのではないか。これは全国の市町村が三千二百六十四、このうちいま四百余りの市町村約一二、三%がこの実施団体になっております。四十九年で三千億の収益金がある。これを幾らに使えるかはわからぬですが、起債や、あるいは補助を受けて活用すれば、これが二倍にならなくても、一・何倍とか、ある倍数にふやして活用されていくのではないか。こうなりますと、公営競技を実施する団体と、非実施団体との財政的格差といふものがかなりのものにだんだんしていくのでありますか。

○説明員(関根則之君) 私どものほうで四百十八団体につきまして悉皆の調査をした資料は実はなわけでございますが、市で公営競技をやつておられます代表的な十四市ほどを取り上げまして類似の団体と比較をした資料がございます。これに基づいてちょっと申し上げますと、投資的経費につきまして、住民一人当たりどの程度の投資的経費を使っているかというものを、類似団体を一〇〇回つておきます。一団体だけがちょっと類似団体よりも足りません。その十二団体が上回つておるわけでございますが、その中で特に一番上回つておるのは二百六十四という数字が出ておりまします。これは一般の団体よりも二・六倍の一人当たりの投資的経費が支出されておる、こういう数字でございます。概算をいたしまして大体一・五倍ないし一・六、七倍というようなところが多いようでございます。

それから、先ほどちょっと申し上げました補助費等について見ますと、十四団体のうち、九団体が類似団体を上回つております。これは一番大きいので、やはり一番高いところで二・六倍ぐらいを支出しておるところがございます。

それから、内部関係費といつても、やはり当該団体の具体的な財政事情をよく見まし

て、財源に余裕のある団体についてはしばつてい

くというような措置もとつておられます。私ども

もとしては、今後ともこういった措置を強化する

方向で措置をしていきたい、できるだけ均てん化

を図つてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○辻一彦君 私、対策の前にもうちょっと実態を明瞭にしたいのですが、実施団体と類似団体の大まかにいって、ありますか、おわかりになりま

すか。

○説明員(関根則之君) 私どものほうで四百十八

団体の資金量といいますか、財政規模に比べまし

て相当多額なものが入っている団体と、収益事業

の収入としてはわずかであるというような団体と

、うな形でなら資料はお出しできると思

います。

○説明員(関根則之君) 私どものほうで四百十八

団体の資金量といいますか、財政規模に





わめてドライに割り切つて、そういうものだらうと思うのでございまして、どこに担税力があるかということの探求は常に怠つてはならぬことだとと思うのでございまして、そういう観点から申しますならば、この問題も確かに検討を怠つてはならない問題だと思います。ただ、これを政府の行政の日程にのせてまいるということにつきましては、これはいろいろ先ほど私がお答え申しましたように、対地方との関係その他、非常に大きな政治問題でもございますので、まだそこまで、いついかなるうするというよなところまでまだお答えできない状態であることは非常に恐縮でございますけれども、そういう状態であることと御理解いただきたいと思います。

○辻一彦君 じゃ、最後に、これで終わりますが、いろいろ現在困難さがあると、そういう点でかなり消極的な態度のように私は見受けられますが、しかし、ギャンブルのいま論議をされている実態を見ると、このままにはやはりしておけないんじゃないかな。そういう点で、ギャンブルの実態を、ギャンブル税をも含めてもう一度洗い直してみる、そういうお考えがありかどうか、最後にこれをひとつお伺いをいたしたい。

○國務大臣(大平正芳君) ギャンブル自体につき

ましては、財政問題以外に社会的な問題としても多々あるわけでございまして、財政的角度からばかり論議はできないわけでございますが、財政的な角度から申しますと、先ほど先生も御指摘になつたように、主催団体と、そうでない団体との間に財政的な格差があらわになつてきておる、このまま放置できないという状況にありますことは御指摘のとおりでござりまするし、これをどのよう縮小していくかということは、これは当然政局が考えなければならぬことであろうと思うのでござります。さらに一步進んで、税という体系でこの問題をとらえた方が適切じゃないかという考え方につきましても、そういう検討に値する問題でもあらうと思いますので、したがつて、検討すべき問題であるということについては私も同感で

ございます。仰せのとおり、政府としては引き続いき検討を重ねてまいるということで御了承いただきたいと思います。

○鈴木一弘君 いまの問題ですけれども、私も同じ問題をお伺いしたいと思っていたんですが、競輪、競馬の中央公営ギャンブル、こういうことで得た収益、払戻金ですね、これは本来は所得税の対象の所得になるんだろうと思うのです。そういう答弁がこの委員会であつたはずです。この大蔵委員会ではつきりと、これは所得税の対象の収入であるということが言われているわけです。もちろん、必要経費といえば、馬券の券だけになつてしまふわけだろうと思ひますけれどもね。外れたときの必要経費じやなくて、当たったときの券だけが必要経費だという話もありますが、いずれにしてもその所得に対してはこれは申告もされなければ、はつきりつかんでもないというのが私は実態だと思うのですね。そうすると、国が脱税を堂々と認めていたということになるわけです。そういうことならば、もうあと道は三つしかない。いまのギャンブル課税の話もございました、そういうふうな方式をとるか、あるいは当せん金附託票法の、言われている宝くじのよう、租税特別措置か、所得税で免税措置にしてしまうか、現状

追認ですね、それをしていくか。じゃ、申告はしろと言つてもしないんであれば、いまのようになればかり論議はできないわけでございますが、財政として課税するという問題につきましても、これも御指摘のとおり、地方財政——すでに一部の都道府県なり市町村が取つておりますその収入につきまして、それをどうするか、その間の調整をどうするかというような非常に大きな問題があるといふことでございまして、それらを含めまして、今後ともいろいろ頭の痛い問題でござりますけれども、何らかの方法はないのかということで検討を続けてまいりたい、かようになっておる次第でござります。

○鈴木一弘君 その一つは、大臣、こういう問題があると思うんです。やはり所得税の場合でも、

十万円以上余分にあればとかいうことで申告をやらなくならないでいるんですから、そうすると、そういうような高配当のあつたようなときに、まとめて買ったというような場合だけは、その配当金の中からということは、これは可能性があるだろうと思うんですね。そういう検討ぐらいいはしなくちゃんと問題じゃないかと思うんです。ですが、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○政府委員(旦弘昌君) 第一番目の馬券に対する配当金の課税でございますが、先生おっしゃいましたように、所得税法におきましては、これは課税の対象になつておるのですが、ただかなければならぬと思うでござります。そういう点について大臣からも改めてお伺いしたいと思います。

それだけにつきましてどうなつておるかということとは必ずしも把握しておられないかもしれませんのが、そういうたてまえになつておるわけでござります。

それから、あとお話しになりました配当金につきましての七五%につきまして、何らかの形で課税するという問題でござりますが、これは先ほど大臣も申し上げましたように、配当率が下がるということで、現在でもはびこつておりますのみ屋に対する一つの、のみ屋をさらによつこさせるべきの必要経費じやなくて、当たったときの券だけが必要経費だという話もありますが、いずれにしてもその所得に対してはこれは申告もされなければ、はつきりつかんでもないというのが私

それから三番目の二五%分、そのうち地方税収に入つております分につきまして、これを国税として課税するという問題につきましても、これも御指摘のとおり、地方財政——すでに一部の都道

府県なり市町村が取つておりますその収入につきまして、それをどうするか、その間の調整をどうするかというような非常に大きな問題があるといふことでございまして、それらを含めまして、今後ともいろいろ頭の痛い問題でござりますけれども、何らかの方法はないのかということで検討を続けてまいりたい、かようになっておる次第でござります。

○鈴木一弘君 その一つは、大臣、こういう問題があると思うんです。やはり所得税の場合でも、

○國務大臣(大平正芳君) いま民法は別産制度になつておるわけでござりますので、それを否定してかかるわけにはいかないと私は思います。それで相続税の場合、それではそういう前提でどのように考えたらいいかというところでございますが、これ

は結局法制審議会で十分御討議をいたして結論を出していただかなければならぬと思うでござりますが、今度の御提案は、同じ世代の財産の移転についてはここまで考えて、相続税の範疇においてここまで考えてしかるべきじゃないかといふことです。

○國務大臣(大平正芳君) 大変恐縮でございます。改めて検討してみます。

○鈴木一弘君 それから贈与税の問題でございますが、一つだけ大臣にお伺いしておきたいのは、場所によっては、国によっては夫婦間贈与については一切課税をしていない。もちろんイギリスのよう贈与税はない。夫婦間贈与があつた場合はかからない。急に亡くなつた場合でも、七年間の間だけは、さかのぼつて遺産贈与として相続税の財産が別産制という態度をとつておるから、私は課税があるんだろと思ひますけれども、しかし、本当に贈与税については、夫婦間贈与については完全な共有制度だと思うんです。たとえば御主人が奥さんが年じゅう使うところの車のお金を出したといつても、これは贈与税かかってくるわけですね。そういう点を考えると、やはり夫婦間の贈与については本来免稅にすべきじゃないか。カナダのよう、キャピタルゲインとして税といふものがあつても、夫婦間の贈与だけはそれがないというのもございます。そういう点から見ると、夫婦間贈与についての課税はやめるのが筋じゃないかというふうに贈与税について思ひます。

○鈴木一弘君 ありますけれども、その点いかがでござります。

○國務大臣(大平正芳君) いま民法は別産制度になつておるわけでござりますので、それを否定してかかるわけにはいかないと私は思います。それで相続税の場合、それではそういう前提でどのように考えたらいいかというところでございますが、これ

は結局法制審議会で十分御討議をいたして結論を出していただかなければならぬと思うでござりますが、今度の御提案は、同じ世代の財産の移転についてはここまで考えて、相続税の範疇においてここまで考えてしかるべきじゃないかといふことです。

○國務大臣(大平正芳君) 大変恐縮でございます。

○鈴木一弘君 それから贈与税の問題でございますが、一つだけ大臣にお伺いしておきたいのは、場所によっては、国によっては夫婦間贈与については一切課税をしていない。もちろんイギリスの



の現況はどうかと、こういうことで数字を挙げて答弁をいただきました。その理由はどんなところにございましょう。大分四十八年度の延納の現況が二千三百二十五億円、その割合が六三・六%という大変高額な延納の率と、滞納が同じく四十八年度において二百二十四億円、年度末の滞納残高が百億円ということでございますが、その理由は、一体、国税庁当局が怠けておつたと、こういうことになりますか。どういうことでこのような延納、それから滞納の現況が出ていてるものでございましょう。

○政府委員(横井正美君) 延納が非常に高く利用されております理由でございますが、相続税は御承知のように、きわめて偶発性が強いと申しますが、一生に一度の税金であるというふうなことでございまして、財産に課税されでおるということがからいたしまして、現金で即納することが非常にむずかしいという状況にあるものと考えます。さらに、最近におきます土地の価格の上昇等がございまして、土地など不動産の割合が高いということから、このような事情になつておるものだと考えております。

○大塚喬君 それで、税法改正による今年度の減収額を見て驚いたんですが、初年度六百二十億円、平年度二千九百八十億円の大きな数字の差が出ておるわけであります、一体これはどういうことでこのような大きな差が出ておるのでございましょう。

○政府委員(中橋敬次郎君) ただいま国税庁の直税部長から御説明申し上げましたように、そもそも相続税となりますと、本来譲渡しない財産を評価をいたしまして相続税を課するわけでござります。そこで、財産の再分配を目的としております相続税でござりまするから、中にはそれを譲渡しまして、その中から相続税を納めていただくことも避けがたいのでござりまするけれども、なるべくはそういった事態を避け得る方には、延納といふような制度を利用しながらやっていたらこの税の趣旨でございます。したがいまして、

相続税の延納制度は五年、十年、十五年と、その相続税の課税内容を見てみると、約七割というのは不動産でございますから、勢いどうしても延納制度を利用する相続人がふえてまいつておるわけでございます。そこで、さつき大塚委員がお示しのよう、四十八年度には延納率が六三・六%になつておるというよしなな事情でございまして、どうもその後の事情もこれをかなり上回った延納率を示しておるのはいかと思つております。もちろん、その延納につきましては、法定の利子を納めていただくことになっておりますけれども、延納を利用されたことは、相続税の性質から言つて予定しておるものでございます。

そこで、今回の相続税法の改正におきまして、いろいろ課税最低限の引き上げなり、税率の緩和が行われるわけでござりまするけれども、やはりそれは最近の延納状況から見まして、かなりの方が延納を利用しておる状況におきますと、初年度昭和五十年度におきまして税収が減る分といふのは、いわばそのうちのある一定部分でござります。そういうものを勘案しましたのが初年度計算でございまして、相続税におきましては五百億円、平年度は二千七百七十億円と、うことになるわけでございます。贈与税につきましても、同じように延納制度がござりまするので、初年度は百二十億円、平年度二百十億円、こういうことになるわけでございます。

○大塚喬君 この相続税の課税についてですが、課税財産の把握ということが一番やっぱり重要な基本的な問題になるだろうと思います。いま答弁の中に、不動産関係が七割という言葉がありましたが、土地、家屋ばかり正確に課税されて、預金等のいわゆる動産、こういうものが架空名義、無記名貯金といふことで課税を逃れておるのではない、かといふ疑問を、いま局長の答弁の中でも感じた。土地、家屋ばかり正確に課税されて、預金等については、現状どの程度にその課税対象を把握されて執行しておるか、その担当者としてのひとつお考えを聞かせてください。

○政府委員(横井正美君) 土地、建物でございますが、これにつきましては、御案内のように、死亡の事実が発生いたしますと、市町村長から私どもの方へ五十八条の通知書といふのをいたくようになっております。で、その書面には、その方が

てどのように、その課税対象を完全に把握するため努力、工夫をされておりますか、その点について、ひとつ関係者からお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(横井正美君) ただいまお尋ねにございましたように、預金あるいは有価証券、これにつきましては、土地、建物等に比べまして、確かに把握がむずかしいという事情がございます。しかししながら、私どもいたしましては、過去の長い歴史を通じまして、いわゆる不表現の資産でございますが、不表現資産の把握につきまして重点を置いて努力をしてまいつておるところでございます。預金とか有価証券は、その所有事実を一看して確認するというふうな手段がございませんけれども、私どもいたしましては、一つには、被相続人の過去の所得状況、第二には、被相続人の生前におきまする財産の処分状況、第三には、被相続人が会社の社長等をされておるというふうな場合におきましては、会社との関係等を検討いたしまして、預金や有価証券の所有事実を推定いたしまして、申告漏れがあると認められます場合においてはまた、申告漏れがあると認められます場合におきましては、銀行調査等も行いまして、適正な課税に努力をしておるということでござります。

○大塚喬君 課税については、よくクロヨンといふようなことが言われておりますね。この相続税について、こういう不動産関係、土地とか家屋とか、こういうものについては現状どの程度国税廳としては把握をし、その税の執行についての妥当性と申しますか、どの程度の執行率、それから預金等については、現状どの程度にその課税対象を把握されて執行しておるか、その担当者としてのひとつお考えを聞かせてください。

○政府委員(横井正美君) 土地、建物でございますが、これにつきましては、御案内のように、死亡の事実が発生いたしますと、市町村長から私どもが、これにつきましては、御案内のように、死亡の恩典を受けて、たまたまその二十年という期間に満たない間に処分をされる、収入を受ける、こしてそういう人もある人は出でてくるのではないか、地価の値上がり待ち、こういうことで純農村の農家が地価の値上がり待ち、こういうことでこの相続税の恩典を受けると、こういうことになろうと思うわけであります。現実の問題としては、都市近郊の農家が地価の値上がり待ち、こういうことで純農村の農家が地価の値上がり待ち、こういうことでこの相続税の恩典を受けて、たまたまその二十年という期間に満たない間に処分をされる、収入を受ける、こ

けた場合については、そういうものの不均衡、こういうものの是正についてどういうふうにお考えになつておるでしょ。

○政府委員 中橋敬次郎君 いま御指摘の点は、確かにそういう弊害もないことはないと思つております。ただ今回の改正案といたしておきますところは、主として都市近郊におきまして、いわゆる土地利用の制限、農地転用の制限というのが画然と行われていいところから、農地の売買価格というのが今朝もいろいろ御指摘がございましたように、いわゆる宅地含みの価格で現実には売買をされておるわけございます。そこで相続税の問題が起つりましたときは、そういった売買実例から相続財産の評価をせざるを得ないわけでござりますけれども、またそのときにばかりの売買実例と、現実に売られていない財産の評価に至るまではしんしゃくを加えるわけござりますけれども、何といましても、現実に宅地含みで売られました価格が基本になるわけでござりまするから、本当に農業を継続してやるうという方にとっては、いわば不适当に高い評価といふことになるわけでござります。そこで今回の制度は、みずからがきちんととした線引きをして、ただくと同じように、かなりの間農業をやろうと、結果としましては二十年でござりますけれども、そういう恒久的に農業をやろうという農家につきましては、そういう宅地含みの評価を除しては、そういう宅地含みの評価を排除したいわゆる純農地の評価としてその際の相続税を納めていただこうというような趣旨でございます。しがいまして、近郊あるいは都市の間に所在しますところの農地もそういう特例制度はもちろん適用になるわけでございますが、相続税の側から申しますと、相続税がかかるということによりまして、そういう地域にある農業というものを相続のために廃止しなければならないという事態はやはりわれわれとして踏み切りがたいという気がござります。ただこのときには都市の間に所在しますところの農地もそういう特例制度はもちろん適用になるわけでございますが、相続税の側から申しますと、相続税がかかるということによりまして、いろいろ市街化区域の中におきましては、たとえば農地の中でも宅地並みの固定資産税をかけてお

るというふうなことで、宅地化になるような政策もとつておりますけれども、相続税というような問題になりますれば、いわばそれを機会に農地が宅地になることを促進するということは、やはり避けた方がよろしいのではないかということです。

○政府委員 中橋敬次郎君 今回御提案を申し上げております制度の目的としますところは、先ほど申し上げましたように、農業の重要性とか、

あるいは農地の細分化を相続税の特例によつて避けるとか、あるいは農業の事業用の主たる財産でございます農地について特別の配慮をしようといふことだつたものではございません。問題は、

○大塚審君 それでもやっぱり実際問題として

○政府委員 中橋敬次郎君 先ほども申し上げま

したことを繰り返すことになりますけれども、今回の措置は、いわば農地としての線引きが確立しないといふところから生ずる評価というものについているが、それは自由に宅地として売買をされるものでござりまするから、今回この制度でねらいとしました農地としての評価と、それから周りが線引きの不徹底によりまして生じてくる、そのことの反映としての宅地含みの評価というものでござりますから、中小企業のおっしゃいますような事業用地、それから一般の人の居住用地というものについてこの制度の類推適用は私は当たらないと思つております。

○大塚審君 いまの答弁だといふと農業は存続

され、この相続税法の適用によって存続される、いろいろ市街化区域の中におきましては、たとえば農地の中でも宅地並みの固定資産税をかけておるというふうなことで、宅地化になるような政策もとつておりますけれども、相続税というような問題になりますれば、いわばそれを機会に農地が宅地になることを促進するということは、やはり避けた方がよろしいのではないかということです。

○大塚審君 それでもやっぱり実際問題として

○政府委員 中橋敬次郎君 うよりはその規模なりというものについて、あるいはその規模なりといふことだつたものではございません。問題は、

○大塚審君 それでもやっぱり実際問題として

○政府委員 中橋敬次郎君 うよりはその規模なりといふことだつたものではございません。問題は、

に立ち返りまして、一体どういうような金高のところから相続税をかけて、それによりまして財産の事で已て、二三回ござつたことは、

ても、その純農地の評価としまして一体課税されるものかされないのかというのは、まさにこの課

税最低限のレベルによるわけでござりまするから、今回御提案申し上げておりますような、配偶

者と相続人四人ぐらいで四千万円というような課税最低限を設定していただきますれば、恐らく被相続人の中でもほん二・八%ぐらいの人が课税

にならないというような計算が出ておりますが、その程度のところから相続税としての課税が起こ

り、いわゆる財産の再配分というのも始まるといふに考えておる次第でござります。それは

またかなり高過ぎると、課税される人間が多くなるということとござりますれば、もう少しまだ課税基準額と引き上げなさればよりましが、そこ

「利最高限を5%」にかぎれりからませんし、また今後の各種財産の価格の上昇程度によつては適宜見直しましてそういうことをお願いしなければな

らないと思ひますけれども、いま御指摘の点は、私は課税最低限で措置をしなければならない問題

だというふうに考えております。

たいんですか 今回の改正案で千五百円という映画についての免税点、百円から千五百円に上がつてしまひました。いまの映画の平均入場料が、招

和四十八年が五百二十五円、昭和五十年には七百円程度だろうと言われているとき、こんな千五百

円なんというような免税点になるわけであります  
が、いろいろな御答弁からも何十億という減収に

そこでひとつお伺いしたいのは、催し物別の税  
なるということもわかつております。

〔委員長退席、理事山崎五郎君着席〕

○政府委員(中橋敬次郎君) 　この見通し、昭和五十年でどのぐらいになる見込みかちょっと言つていただけませんでしょうか。

○鈴木一弘君 演劇の中に音楽、スポーツ、演芸等が十四億円、競馬等が六億円、計三十億円でござります。改定後におきまして映画が十億円でござります。

○政府委員中橋敬次郎君 厳密な分類の積算算ではございませんが、演劇で三億円、音楽で四億円、スポーツで二億円、演芸等で五億円ということになります。

○鈴木一弘君 この免税点そのはか、この点から見るというと、非常に映画だけが優遇をされて、それ以外のものはそれほどでもない。三千円以上がつたからいいじゃないかと言うかもしませんけれども、特別扱いを映画にはしたように思われたわけですね。なぜそんな特別扱いをしなきゃならなかつたんだじょうか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 映画について特別に扱うというような趣旨でございませんで、やはり映画といいますのは、大量に観客を動員し得るという利点がござりまするから、勢い入場料金といふのは非常に安く済むわけでございます。私ども税制の立場から申せば、催し物の内容についていろいろ質的な批判というのもございましょうけれども、やはりあるレベルの金を投じましてその催し物に参加するという場合には、普通の程度の料金でござりますれば、それは入場税をかけなくてよいとしてもよろしいけれども、一般の人が払つておる料金より以上に高額の入場料金を払えるという人につきましては、やはり何がしかの入場税負担をお願いしてもよろしいのじやないかということから今回のお免税点を設定したわけでございます。特に映画にねらいをつけてやつたわけでございませんで、むしろ映画館への入場料金が一般的に安いということからそういう結果になるわけでござります。

いうことになればほとんどがかかる。先ほど三千円程度というのをもう普通になってきてますね。いまのお話の、片方は大量観客動員で、そういう催し物の内容からしても低廉な料金なんだから一千五百円でいいじゃないか。また片方は一一定程度以上のお金を投じていくんだから、それに付いては高く取つてもいいじゃないかというんで、どうも負担の原則というのが私としてはよくわからんんですよ。というのは、一つは、文化レベル以上の問題とか、そういう問題からレベルといいますか、物差しといいますか、そういう物差しは当てなかつたということなんですか、それは、その辺のこと……。

○政府委員(中橋敬次郎君) 結論的には、実はそういう文化というような質的な物差しは採用しなかつたわけございます。かつて入場税の中にいわゆる純音楽でござりますとか純舞踊でござりますとか、そういうものの判定の材料にいたしました時代もござりますけれども、なかなかそういう判断が執行に当たりますところの税務職員には非常にむずかしいということで、思わざるトラブルを招いた例もござります。

それから、かたがた先ほど申しましたように、やはり税率力ということから申せば、いい内容の催し物に行くにつきましても、普通料金あるいはそれよりも高い上等な料金という場合に、やはり上等の料金を払つてそれを見に行ける人についての税率力というものに入場税をかけるということも至当ではないかということで、映画よりは高い免税点を設定をいたしまして、それを超えるものにつきましてはやはり応分の負担をしていただこうということに割り切つたわけでございます。

○鈴木一弘君 大体外国の演奏家を呼んだ場合に四千円、それが中心的な相場であると言われてますね。そういう点からも、どうしてそうなつたのか、いまのお話だけでは私はびんとこないんです。映画となまものとの違いが、負担力といいうこ

とだけで、上等な料金なんだからたくさん出していい。しかし、その差をつけて三千円にしたからよろしいのではないか、こういう言い方なんですがけれども、どうもびんとこないんです。

〔理事山崎五郎君退席、委員長着席〕

映画とか演劇とか音楽とか、どれが芸術性が高い低いかということになると、これはまあいろいろ論議はあるだろうと思ひます。それは映画の方が高い場合もあるし、演劇が高い場合もあると思ひますけれども、一般的に言えば、映画よりもの方方がどうしてもじかのものでありますから、そういうようなふうに考へざるを得ないといふわけだと私は思ひうんです。そういう点は本当に全然検討はなされなかつたという点なんですか。価値判断が非常にむずかしいと。いま言われたように、税務署の方の職員なりの判断で、個人的主観で、片っ方の人によつてはすばらしい芸術的なものも、片っ方の人にとっては全然芸術的でないといふこともあるでしょうから、そういうことから料金でもつてやる以外なからうということで免稅点を五千百、三千円と、こういうことにしたのか。どうなんでしょうね。

○政府委員(中橋敬次郎君) 確かになまものは一般的に料金が高いことはおつしやるとおりござります。しかし、その高い中にもやはり一般料金、上等料金というものが存在しておるのが通例のようでございます。いい音楽家、いいオーケストラが参りましたときに、また非常にいい席に行けばおつしやるより高い料金でござりますけれども、天井さじきといかなくとも、もう少し後ろの方で聞く一般の人は今回の改正で私は入場税を払うこととはなからうかと思つております。三千円の免稅点の高さの問題におのずから帰着するわけでござりますけれども、入場人員のうちの約二%程度がこの三千円超ということで課税になると見込まではおりますが、その程度の方々であれば、あるいはその人たちが払う金高ということを考えれば、やはり一回に相当の入場料金を払える人とのどちらも、どうもびんとこないんです。

いいのではないかということで、全く文化とは離  
れますが、担税力ということから割り切ったわけ  
でございます。

○鈴木一弘君 いまの金額で見て、一応千五百円、三千円という目安をつけたのだと私は思いますが。ですけれども、中には フランスのバレエ団が来たり、ロシアのバレエ団が来る、そういうときの一番高い席はもう六千円から一万円もするときもあります。幾ら担税力があるといつても、六千円の一割は六百円ですからね。そうすると、同じようななまものであっても、あるものは三千円の免稅点がいいかも知れぬし、あるものは五千円の免稅点がいいかも知れない。あるいはそういうようななかなかお目にかかるれないような芸術が入ってきたときは思い切って一万円の免稅点をつけてしまったということもあるだろう。私はそういうケース・バイ・ケースでこれは本当は免稅点の決め方はあるべきじゃないかと、本当を言えば全部一万円以下は免稅点がいいと思うんですけれども、そういう点で本来のあり方、それをどう判断しているんですか。

りのそいつた一流的の催し物に入れないわけではございません。その中で上等な席に行く人には税金がかかり、やや遠いところ、見にくいところの人は免税で行けるということをございますので、この高さについては今後の入場料金の推移を見ながらなお勉強してまいりたいと思つております。  
○鈴木一弘君 で、ものにもよると思ひますけれども、天井にくつついているようなところで、もつて三千五百円も四千円も取られるときもあるわけですね。すいぶん私は矛盾があると思ひます。やはりいい芸術を国民にということになれば、そういう特別なものについては何か考えなければならぬといふのが本当の施政のあり方じゃないかと私はそう思うのです。やはり舞台施設装置も必要でしようし、大道具、小道具も外国から持つてこなれりやならないし、バンドも引張つてこなければならない。オーケストラも全部連れてくるということになれば、これはどうしたつても高くなるでしようし、そのときにそういう芸術を見ておくということ是非常に大事なことですし、そういうものは広く紹介した方がいいと思う。何でか構わない、そういうものだから高く取つてしまふというわけにはいかないでしよう、税金を。そういう点はこれは意見になりますけれども、十分今後検討をしておいていただきたいと思うのです。

○鈴木一弘君　どのぐらいのあれになりますか、  
金額高で言いますと。  
○政府委員(横井正美君)　四十七事務年度におき  
まする六百八十四件の更正決定等の税額は六千八  
百万円でございます。四十八事務年度におきます  
る更正決定等税額は四千百万円でございます。で、  
犯則関係でござりますが、四十七事務年度三十一  
件分は二千八百万円、四十八事務年度四十三件分  
で九千八百万円でございます。

○鈴木一弘君　今度はいろいろ税率、免税点が上  
がりますから、こういう点ずいぶん減るんだろう  
という見通しもつくんですけれどもね。今回の大  
幅な免税点の引き上げ、それによってそういう  
ままでは入場券を税務署からというのが、今度は  
使用しなくていいわけになるわけですけれども、  
そうするといままでの入場者数とか入場料の売り  
上げ高とか大体わかつてきたことがわからなくな  
る。そうしてしかも、入場券を使用しなくていい  
ということになるのだろうと思うのですけれど  
も、そうなると開催者の申告所得というものに著  
しく響いてくるのじゃないか。これは裏に隠すこ  
ともできれば申告をごまかすことともできるとい  
うふうになるわけですね。常設の場合はいいけれど  
も、常設の劇場じゃないような臨時の興行なんか  
あるときにはごそっとあり得るだろうという感じ  
がします。そういう点何か対策は考えられており  
ますか。

○政府委員(横井正美君)　御指摘のように、免税  
点が大幅に上がりますので、ほとんど官給入場券  
の交付予定などということはなくなるのだろうと  
いうふうに考えます。そういう意味から、御指摘  
のように課税資料の収集がある程度制約されると  
いうことになることはお話をとおりでございま  
す。しかしながら、他のサービス業などの現金収

入を主体とします業種はなかなかございませんが、指導と調査によりまして、適正を期しておる他のサービス業と同じよう指導と調査をいたしまして、興行収益の把握に努めてまいりたいとうふうに考えておるわけでございます。

○鈴木一弘君 それから出演料については、やはりいままででは入場料と一緒に所轄の税務署でこれは把握しておられたんですか、どうなんですか。

○政府委員(横井正美君) これにつきましても、今回の免税点の大幅な引き上げに伴いまして、ほとんど従来の入場税課税興行開催申告書にあわせて提出されました出演料の支払い報告がなくなるということになるわけでございます。しかしながら、私どもいたしましては、情報の把握、指導に努めまして、極力適正な申告を指導してまいりたいというふうに存じております。なお御承知のように、出演料の支払い者からは、翌年の一月末でございますが、報酬料金等の支払い調書の合計表も出されますので、これによつてさらに把握の適正に努めたいというふうに考えております。

○鈴木一弘君 私は、何も出演料のごまかしがあるだらうという性悪説に立つて言つてゐるわけじゃないんですね。いままではきちっかりと入場料のときと一緒に、出演者への出演料の支払金額等の把握もできいたのができなくなると、いまお話のようにといふのはこれはわかります。これはテレビとかそんなものへ出ているのもそうだらうと思いますからね。しかし、それがきちんとやるところもあるだらうし、そうでないところも恐らく出てくるだらうという感じがするんです。今度は入場料を取つてたところと取らないところの差もありますけれども、今まで取つていたところをやめるわけですから、そういう報告義務というものがあることすらわからなくなつてくる、そういう心配があるだらうと思うのですね。そういう点については、國みずからが何か今度の

法律改正で、悪いことを言えは所得法人といいうような方の税の収入の問題について、こまかしを獎勵しているみたいな形になりかねないわけですか。自分の方から一生懸命行つて調べもし、またやりたいという話なんですけれども、改めて周知徹底をするようなことをおやりになりますか、相手の興行主なり、そういうところへ行つて。

○政府委員(横井正美君) 興行業界に対しまして、十分今後の問題につきましてこの指導と申しますが、やってまいりたいというふうに考えております。

○鈴木一弘君 それから、今までの入場券の問題ですけれども、これが売れ残った場合等は返さなければならぬことになつておりますね。しかし、毎日のように、催し物がどんどん変わつてくるところもあります。その点は実態はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(横井正美君) いままでの分の余りましたのはお返しいただくことになりますて、これからは私製でやつていただくことにお願いをいたしたいというふうに思つております。

○鈴木一弘君 あと一つ、今度は相続税のことです。伺いたいのですが、入場税はこのくらいで終わりたいと思います。いわゆる無記名預金、こういうものについての相続の把握の問題と把握体制、一体どうするのかということと、それから現在どのぐらい掌握をしているのかということ、この二つを伺いたいのです。

○政府委員(横井正美君) 先ほども御質問にお答えしたのでございますが、無記名預金等につきましては、なかなか把握が困難だという事情があることは、御指摘のとおりでござります。私どもは、被相続人の過去の所得税等の申告、それから過去の財産の処分、それから会社の役員等でございます場合は会社との関係、その辺からいろいろ資料を整理し、情報を得まして、充実に努めておるところでございます。はつきり何割つかんでおるかということは、実はなかなか自信のないところで

ござります。ただ過去の調査からいたしましたと、かなり土地、建物以外の現金、預金、株式等から、いわゆる申告漏れが把握されまして、是正を求めたというふうな結果は出ておるわけでございました。

○鈴木一弘君 いま一つだけ聞いて終わりにした  
いと思いますが、この相続税の問題で、先ほども大臣にお伺いした例のいわゆる財産の共有の問題と、別産制の問題とあるわけでありますか、いわゆる民法に言つてある夫婦の財産契約、これを取り扱つてある件数、ないんじやないだろうと私思  
うんですけども、その辺の掌握はなされておりま  
したですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 正確なことではなくて  
申しわけございませんけれども、わが国のやはり夫婦間におきますところの財産に関する契約とい  
うのは、非常に事例が少ないようでござります。  
やはり現在の一般的な別産制という適用が大部分  
であろうというふうに思つております。

○鈴木一弘君 これで終わります。

○近藤忠孝君 今までの質疑の中で相続税のあ  
り方と、それから民法の規定とのかかわりがあ  
る、こういう答弁がずっと続いておったわけであ  
ります。どういう意味でかかわりがあるのか、こ  
の点について御説明いただきたいと思います。

○政府委員(中橋敬次郎君) 民法で特におっしゃ  
います点は、夫婦財産に関する制度だらうと思ひ  
ますが、今日はわが国は申しますでもなく夫婦別産  
制をとつておりますけれども、これが仮に、先例  
がござりますように、夫婦共有制になりますれば、  
恐らく相続税の問題などを考えますときには、ま  
たその夫婦共有制をとつております国の場合にな  
らいまして、たとえば、その二分の一とかいうもの  
が、夫婦間における贈与の場合、あるいは相続の  
場合に、非課税になるだらうというふうに考えら  
れます。

○近藤忠孝君 率の決め方にかかわりがあるとい  
うぐあいにいまお聞きしたわけですが、率だけ  
じゃなくて、特にたとえば今回のよう三分の一

について、妻の三分の一について非課税にすべきかどうかというその判断や決定に、どういう財産制をとるか、そのことがかかわりあるかどうか、いかがでしょうか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 今回改正案を御提案いたしました理由は、やはりなかなか民法の財産制度についての議論も進みませんし、従来相続税の方でいわゆる妻の座の優遇と申しますか、そういう点で配慮をしてきました制度を検討いたしました。やはりこの際もう少しこの線を進め得るのではないかという検討をやったわけでござります。ただそのときは、やはり基本的に民法の夫婦財産制度というものを今日の状態のままで置いておきながら、たゞしましても、相続税という観点から見まして、たとえば同世代間におきますところの財産移転など、うものについては、一つの立場が立ち得ると思ひますし、それからもう一つは、その財産の維持形成について寄与をしました者への相続といふ問題、それから特に妻の座ということで代表せられております夫婦の共同生活というものが、相続という、片方の死ということによって一応崩れることになりますのを、一体相続税の方でどの程度配慮すればいいのかという問題からアプローチをしておきながら、たたかれてございます。そのため、四十六年に採用しました制度は、いわば配偶者が取得をしました財産をある一定金額までは相続税を非課税にするという態度であったわけでございますけれども、その金額限度というものがまた今日の実情からいいましてなかなか妥当な水準というのを見出しがたいということと、それからもう一つは、やはり通常の相続人の家族構成ということから申せば、大体配偶者と子供がある場合ということを想定いたしましたれば、相続税としての配慮をやるにもあさわしいということと、通常の家族構成におきますところの配偶者の法定相続分の三分の一と

けれども、四十七年の譲りでございます。  
○近藤忠孝君 いまの説明は夫婦の財産の実態についての説明だったわけですが、私が聞きましたのは、別産制か共有制か、そのことによって実際に今回のように三分の一非課税にするというその論拠につながってくるのかどうかとということなんです。共有制の場合にはたしか二分の一とというそういう外国の例がある。それはそれで理屈はわかります。ただ、私のメモに間違いがなければ、一昨日の、これはたしか大塚委員の質問に対してだと思いますが、別産制をとっているので妻三分の一について非課税にするという、そういう趣旨の説明があつたかのようなんです。そしてあらゆるところで繰り返し民法上の規定にかかわりがあるで相続税もそれに影響を受けるんだと、こういう説明があるのですから、私は今回三分の一にしたことについて、そういう財産制度上の何か論理的なあるいは理論的な根拠があつてそれで踏み切ったのかどうか、そのことを伺つておけなんです。いかがでしようか。

思ひます。  
ですから、おのすと、たとえば二分の一といふよ  
うな数字が出てくるんだろうと思ひますが、別産  
制のもとにおきましては、やっぱり二分の一でも  
三分の一でも、相続税という立場からその数とい  
うものを考へればいいんじやないかといふふうに

これは田審議官に……

○政府委員(旦弘昌君) 私が申し上げましたのは、ただいま局長が御説明いたしましたように、相続がありました際に、わが国では夫婦の別産制をとつておりますので、当然にその半分というようなことになるんではないか。で、その際に、今回の中止では三分の一ということでお願いしても、あります。わが国と同じように別産制をとつております、たとえばアメリカの多くの州におきましては今日もなお別産制でござりますけれども、アメリカにおきましては、その際におきましても、二分の一は相続税を非課税ということにしておりません。それからまたイギリスにおきましては、現在政府が提案しております相続税法の改正におきましては、その制限がございません。二分の一といふ制限がございませんで、たとえば夫が死にました後、妻が相続いたしまして実際に取得した財産、それはすべて相続税がかからないということになつております。ですから、その辺の、同じ別産制をとつております、二分の一か三分の一か、あるいは制限なしとかいうような点は、それぞれの国情によって変わってくるものだと思っております。今回の三分の一といふ限度を設けましたのは、それは、わが国の現在の民法によりまして、法定相続分というの、妻に子があるかどうか、あるいは妻だけであるか、あるいは親と妻だけであつて子がないかというようなところでそれを定めたようになりますが、私どもがおこなつたように私は聞いているんですが、いかがですか。

標準的な相続の形態として考えておられますのは、妻と子が四人いるというのが典型的なわが国の相続の形態でありますので、そういう場合には、妻の相続分が三分の一であるというところに根拠を求めてまして三分の一という制限をつくったわけですが、舌足らずのところがありましたとすればおわびいたします。

み合わせの控除制度に端を発しておりますんです。

それで今回その金額限度というのがなかなかお客様的には、先ほど御説明をいたしましたように、もちろん全額でも二分の一でも三分の一でも考え得ますけれども、わが国におきます相続する側の相続人の家族構成の一般的な形態というのを考えますれば、やはり配偶者と子供というのが通例でござりまするから、その場合の配偶者の法定相続分三分の一というのを限度にいたすということにしたわけでございます。

○近藤忠孝君 先ほどの答弁以上に出ないわけですが、そこで私は、これは四十七年当時の質疑の内容から見ますと、かなり矛盾があるというふうに考へるので、それを指摘したいと思うんです。が、その前に一つ確認しておきたいのは、先ほどお聞きしたこの夫婦の財産制に関する民法上の規定と、税法上の措置とは何も直接絡まなくていいということは確認してもよろしいでしょうか。

○政府委員(中嶋次郎君) それは先ほど御説明しましたように、仮にわが民法が夫婦財産共存型になりますれば、おのずとそこからまた規制される部分があることは確かでございます。しかし、わが国における現行の民法のもとにおきましては、そういうおのずから決まってくるような考え方というのはないと思います。

○近藤忠孝君 まあ、そのことは妻栄さんとシリスの論文上も明らかになっておると思します。

そこで具体的に四十七年の六月九日のこれは辺武委員の質問でこういう部分があります。私妻の座を認めるということは大いに賛成だけれども、しかし、大きな財産がころがり込んで不労所得が入るというのは、仮に同世代の妻であつてよろしくない、社会的正義に反する。そうして資産の遺産相続の場合には、これは当然社会的

くして、その生活を脅かさないようになります。が、これが原則じゃないですかと、こういう問い合わせして、高木文雄政府委員は、基本的には賛成、全く同じ意見でございます。もともと相続税といふのは、所得の一生の清算ということでございますから、その次のゼネレーションに一種の不労所得のものとなるような財産が引き継がれるということは好ましくない、その相続財産の額が大きいか小さいかということによって態度も違ってくるものと思います。今回の妻の相続税についての制度を考えます際に、先ほども申したとおり、寄与の問題を考えて今度の制度を設けたということではなくて、老後の保障と申しますか、安心と申しますが、そういうために今度の制度を設けたわけでござります。こういう答弁しているわけですね。そうしますと、この当時の考えが大変な飛躍をしてしまったわけですね。一昨日来問題になつてゐる青天井になつてしまつて、ここで言つたむしろ政府委員自身が不公正になる。そしてむしろこの妻の相続の問題は妻の老後の保障の問題が大きなエラーを持つていて、こううぐあいに言つておられたが、この考えがいつどのように変わつたのか、このことをわかるように御説明いただきたいです。

社会的な正義がそんなに大きく損なわれるかといふ点については実は疑問に思います。したがいまして、それを先ほどは今回の改正の第一の点に申し上げたわけでございます。

それから老後の保障という意味は、そういうとらえ方もできましようし、私が第二の点で申しました夫婦という共同生活というものを、一方の死という後でどういうふうに考えたらいいのかという問題としてとらえることができるわけでございます。夫婦がずっと共同生活を営んでまいりましたから、片一方が死んだときに、できますればその状態を、片一方が生き残つておる限り続けさせるのもまた一つの考え方でございます。それを老後を保障し得るだけのものとして相続税をかけなくともいいのか、私はむしろそういう面から考えても、いままで統いてきた共同生活というのをある程度そのまま存続させるというような面からとらえて、そんなに誤りではないというふうに思っております。

それからもう一つ考えましたことは、やはり夫婦財産の共有制にまでは至りませんけれども、その財産についての形成維持について夫婦の協力といふこともまた考えてもよろしいんじゃないかな。大体この三つの理由を今回の改正の根拠にいたしておるわけでございますが、その中で社会的正義という御指摘については先ほどお答えいたとおりでございますし、老後の保障という問題については、私が挙げました三つの根拠の中に吸収させられるものであるというふうに思つております。

○近藤忠孝君 いま大蔵省がそう考えておるということは、それは百も承知しておりますわよ。

だから、こういう案になつたと思うのですが、ただ私がお聞きしたのは、四十七年當時に考えておつたことがどうしてこう変わったのかといふことの変わった経路なんです。というのは、四十七年当時はこのように三分の一全部非課税にしてしまうことについて、大蔵省もかなり否定的に考えておつた。しかも、かなり具体的な例を挙げて、先

ほどの紹介のようなものも挙げて反対しておつた。さらにそれ以上に税制調査会の委員である金子宏さんも供述して、そこでも具体的にこういふ指摘があるわけです。相続財産が大きくなればなるほど非課税の金額も大きくなつていくというふうになる、これは普通考えられてる公平の観点からすると問題があるようと思われる、と言つておりますね。これはほかの委員からも一昨日来指摘されている点であります。

もう一つは、巨大な富の集中排除あるいは再分配という目的にとっては相当マイナスに作用する、こういう点も指摘されてるわけです。となると、このようにまずい点がはつきり指摘されておる、それに對して何の説明もないまま、四十七年当時はまずいと言つておつたことがどうして変わったのか、この辺についてわかりやすく説明をしなければ納得できないんじゃないかと思うんです。いかがでしょう。

○政府委員(中橋敬次郎君) 私は、制度というのはそんなに固定的に考えなくともいいものと思っております。四十七年に改正しました三千万円という限度の配偶者に対する優遇、前の制度というのはまた違つた考え方でございまして、法定相続分というのを取りながら、三千万円を限度とするということをございましたから、やはりその間にもかなりこの問題に対するものの見方というのは変わつておるわけでござります。私はやはり一つの流れとしまして、かねがねいろいろの方々から言われております配偶者の相続問題というときは、こういう解決の方法も十分あり得ると思います。私が御提案したわけではございませんで、かなりこういふ考え方について理解を示される向きも非常に多かつたわけでござります。

○近藤忠孝君 いま大蔵省がそう考へておるとい

んなに非とするに当たらないという考え方でござります。

○近藤忠孝君 私も制度をじつちやいかぬとは言いませんし、その社会の発展の度合いに応じて変わつてくるのはあたりまあだと思うんですね。しかし、それはそれなりの理由があり、合理性があり、そしてやはりここを克服しなきゃいかぬといふ具体的なことがなきやいかぬと思うんですね。ところが今回の三分の一、妻の非課税問題については、わずか三年前にこれはむしろ問題がこういふぐあいにあるんだと、不公平という問題があるんだということが指摘され、その問題点が何ら説明されないままにきてるという点であります。

しかも、不公平正を言つておる三木内閣というところに私は大きな問題があると思います。さらに四十八年ですが、亡くなられた愛知大蔵大臣もこういう発言をしておりますね。先ほど言つたばかりに、被相続人の蓄積した財産はその人の手腕、努力のたまものとはい、社会に負うところも大であると考えられますので、相続の機会にその一部を社会に還元してもらつことにしておるわけですね。ここまで言つておるわけですよ。となりますと、むしろ三分の一非課税の問題については、問題点の指摘の方が多くて、進める合理性の方がよけい少なくなつておるんじやないか、こういう疑問が出てくるんですが、いま私が幾つか挙げてきました問題について、どうしてそういう問題がなくなつたんだとか、どう考へて克服したんだとか、それを御説明いただきたいんです。いまのは別の角度からこれでいいんだというだけであつて、いま私が指摘したような問題については、またほかの説明は何もないわけです。

○政府委員(中橋敬次郎君) 死くなられました愛

知大臣がおつしやいました御議論というのも十分理解でございます。それがあるがゆえにこそ相続税といふのをかけておるわけでござります。しかし、

ありますように、いわばその手腕、力量によつて得た財産をだれが相続するときに課税をすればいいかという問題でありまして、私が再々先ほどから申しておりますように、夫婦という共同体といふ存続を前提とする限りにおいて、常に一方の配偶者の死といふことによって、そこにまた同じよう前と同じような課税を行わなければならぬかと、いう問題については常に反省を強いらしておつたわけでございます。それからまた三千万円を一体三千円という限度につきましても、一体それをどうかといふ批判を私どもは常に受けております。そういうことを徹底してまいりますれば、本当に三千万円が妥当なのか、妻の協力の度合いといふを一体三千円といふを一体三千円といふを表示できるのかといふ問題がござります。そういうことを徹底してまいりますれば、私はやはり何分の一分か、それはいろいろなもののが、それがございましょうけれども、今までつてかなりの程度の解決ができるというふうに思つております。

○近藤忠孝君 それでもまだ納得できないんですが、それはそれで先に進みますけれども、こういふ面は実質課税主義ですね、実質課税主義といふ面から夫婦の財産見てみますと、比較的財産の低い階層については、まあ今回の三分の一といふ角度からこれでいいんだというだけであつて、いま私が指摘したような問題については、またほかの説明は何もないわけです。

○政府委員(中橋敬次郎君) 死くなられました愛

きはしないか。これが私の疑問なんです。いかがでしょ。

○政府委員(中橋敬次郎君) 全く同じ御答弁を繰り返すわけでござりますけれども、現行法のもとにおきまして、配偶者が相続税を何がしか納めなければならないそれが改正後におきましては納めなくともいいということは確かにそういうことになります。しかしそれは、その時点だけに着目していただかないで、次の世代への財産移転ということもござりますから、長い期間として見ていただければ、そんなに不公正を招来しておるものではないのではないかということはございます。それからもう一つは、やはりこれも繰り返し恐縮でございますけれども、夫婦という共同体、その生活というものを見続をさせる、どの程度存続をそのままの形で残していくらしいのかということでござりますから、そこで相続税を取つて、あといのようにいう考え方、もちろん排斥できませんけれども、今回のよな形として、法定相続人分の三分の一までは、そういうわば今までの生活を凍結する、やがてそれがまた次の相続の時期に課税を受けるということで、十分御理解をいただけるのじやないかというふうに思ひます。

○近藤忠孝君 じゃ、まあその問題は繰り返して

も仕方ありませんから、別の角度から、お伺い

しますと、先ほども説明ありましたけれども、西

ドイツでは財産の二分の一は非課税にしたとか、

いま各国でそういう傾向がどんどん出ているわけ

であります。なぜ各國がこういう同じ扱いにして

いるのか、その背景としますと、国内的な理由も

あるとは思いますが、国際的な要因、つまり資本為替の自由化の一層の推進のために、つまり国際的な投資家が相続税についても各国はばかり

じ取り扱いを受け、そして投資元本が配偶者に

承継される、そういう大勢の大きな流れがあるのにおきまして、配偶者が相続税を何がしか納めなければなりません。それが改訂後におきましては納めなくともいいということは確かにそういうことになります。

○政府委員(中橋敬次郎君) 確かに今回の改正

は、私は進歩的と言わてもあえて反論はいたし

ません。むしろ配偶者の相続財産というものにつ

いて金高をつけるということはやはり非常にむず

かしいことでござりますから、そういう意味にお

きましては一つの終着点に着いたという意味にお

いて、進歩的と言つていただいた方がいいかもし

れません。ヨーロッパの各国で二分の一あるいは

全額というものを配偶者間においての相続で非

課税しておりますということは、恐らくはやは

り各国それぞれの夫婦財産に対する考え方、ある

いは社会のものの見方というふうなものが根拠に

なつておりますし、またそういうものがだ

んだん考え方として交流をするということは、事

実でございましょうけれども、資本、資産の交流

がありますために、そういう財産制度をとつておるか

うふうにはなかなか申し上げられないと思いま

す。

○近藤忠孝君 進歩的だというのは、私が言った

のでなくて、大平さんが言つたので、誤解しない

でください。私は逆に進歩的じやないと言つてい

る地価の上昇の動向等から考えますと、大都会に

おきましても土地の占めるウエートが非常に大き

いといふように考えます。

○政府委員(横井正美君) 正確に申し上げる自信

がないのでござりますけれども、最近におきま

る地価の上昇の動向等から考えますと、大都会に

おきましても土地の占めるウエートが非常に大き

いといふように考えます。

○近藤忠孝君 次に、国税庁にお伺いしますけれ

ども、一昨日、田中元総理の関連会社の増資の際

の贈与税問題についてお伺いしました。多くの人

が実際には名義株であったのでもとに名義を戻し

た、そして戻した相手方には田中角栄氏がおった、

こういう説明を受けました。

その一つをちょっとお伺いしますが、たとえば

田中カズエさん、これは角栄氏のお姉さんに当た

る人ですが、それからその姉さん、田中持策さん、

この二人はやはり株の名義を戻した方でしょ

うか、どうでしょ。

○政府委員(横井正美君) 御両氏につきまして

は、ただいま近藤先生の御指摘の出資の問題と、

それから自宅の土地、建物の問題、二つが国会に

おきまして指摘されましたが、至極精密な

調査をいたしてございましたが、いずれも問題がな

かつたということを申し上げさせていただきまし

て、それ以上はお許し願いたいと思います。

○近藤忠孝君 問題があつたかなかったかが問題

昨日、国税庁磯辺次長がお答えしたとおりでござります。名義株がございましたけれども、それは実質に従つて処理するということをございます。

○近藤忠孝君 贈与税関係は起こらなかつたわけでございません。

○近藤忠孝君 まだいまお尋ねの、たとえ

ば一億円を超えるものが一千二十人、それから大

阪の国税局管内を見てみると、東京の場合は

は四百二十三人、こういう数字が政府の資料

に出でおりますが、この大阪、東京それぞれ人数

で、有価証券、預金、現金の構成比がどうなつ

ておるか、この点について御説明いただきたいと

思ひます。

○近藤忠孝君 ただいまお尋ねの、たとえ

ば東京国税局、大阪国税局管内におきます

ところの相続財産の種類別といふのは資料を持っ

ております。

○政府委員(中橋敬次郎君) ただいまお尋ねの、たとえ

ば東京国税局、大阪国税局管内におきます

中で、有価証券、預金、現金の構成比がどうなつ

ておるか、この点について御説明いただきたいと

思ひます。

○近藤忠孝君 ただいまお尋ねの、たとえ

ば東京

だから、私の方は聞いているわけなんですね。具体的に、いま土地の問題、建物の問題出ましたけれども、確かにこの田中カズエさんは昭和三十四年五月に板橋区蓮沼に宅地約七十七坪、建物約八十四坪を入手しております。これは御存じですね。そして四十六年一月二十七日に目白台の約九十坪の土地ですね、これは室町産業が取得をして、そして室町産業が取得した土地についてその名義のまま田中カズエ、持策さんがこれを担保にして一千円借り入れた、そしてその金かどうかわかりませんけれども、また、この物件が室町産業から田中カズエ、持策名義になっている、こういう経過もあるわけです。となりますが、当然これは幽靈企業と絡んで疑惑があると思うのは当然なんです。果たしてこれが、カズエさんが、そして持策さんが実際自分の金で買ったのかどうか、この点疑問が出てきますね。これは合理的な疑問なんですよ。それに対して問題なかったということでは、これは納得できないのであって、まずこういう不動産についての取得に問題がある。しかも目白台の土地は、その上に約六十坪の建物を新築されて、これが田中カズエさんたちの名義になっています。となりますと大変大きな金が動いておる。そしてその上各五百円ずつの増資。そして私もその調査では、この一人がこれだけの不動産を取得し、かつ株を取得するだけの資力があると思えないと申しますと、大変大きな金が動いておる。それに対して問題ありませんでは全く答えにならないんですよ。どういう点があるから贈与税の対象にならなかつたのか、まずそれを説明していただきたいと思います。

○政府委員(横井正美君) 昨年の暮れごろの野末委員の御質問に対しまして、私から田中カズエ氏、持策氏、それぞれ所得税の申告が出てるということは申し上げたところでございます。高額所得者といたしまして公示にはなってございませんので額は申し上げられませんでしたが、カズエ氏につきましては不動産所得の申告等がござります。板橋の方でアパートの経営をなさつておるという

だなことですござります。持策さんも給与のほかにも所得がおありになるということで申告が出ておるわけでございます。あの当時申し上げましたように、資産の取得につきましては、一般的に申しまして、その年分の所得から購入する、取得する、こういふものではなくて、それは過去の蓄積からということもございますし、また借入金等からも調達をしておるというふうなことも申し上げたわけでございます。

御指摘の土地等につきまして、室町産業から田中カズエ、持策氏への売却の価格が適正であるかどうか、こういう点、それから、これらの資金についてどのような資金で調達をされたのかという点、値入金でございますならば、その後の返済状況等がどうなつておるかという点、これらを精細に調査をいたしております。それらの結果、この課税問題は全くなかつたということを申し上げておきたいと思います。

○近藤忠孝君 土地の説明と最後のところの結論が全く結びつかぬですね。どうしてそこに行くのかさっぱりわからぬですよ。私はその間のことをお説明してもらいたくて聞いたんです。で、これは私どもの調査でも田中角栄氏は、あの金脈問題の特徴というのは、田中角栄氏の財産がずっとふえていくと同時に、その親族とか周りの人の財産もずっとふえていくわけです。ですから、私どもの見るところでは、目白台の土地、建物はどちらのこと、板橋の土地、建物もこれは贈与によるということ、板橋の土地、建物もこれは贈与によるというその可能性が強いわけなんです。そこまで調べられたかどうか、それくらい言えるでしょう。

○政府委員(横井正美君) 前にも御答弁申し上げましたが、私どもの課税の権限あるいは調査の権限がございまるのは当然でございます。しかしながら、関連いたしますところにつきましては、そ

が開始しました場合の負担と、それからそれ以前に不幸にして相続が開始しました場合と、同じ財産を持っておった人について考えてみますれば、改定後の方が負担は軽減されておると思います。○栗林卓司君 しかも、いつ相続が開始されるかの意味で大幅な改正というのは、相続税では余り見てはいけないんじゃないでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(中橋敬次郎君) 従来所得税につきましてはかなり毎年毎年物価上昇というようなことがありますとえば地価の上昇に比べてみれば十分調整はしきれていたかったというふうに思はわれでございます。今回そういうものをほぼ十一年ぶりに大幅な課税最低限の引き上げ、税率の緩和というのをやつていただきましたが、これは事実でございます。昭和四十一年にかなり大幅な改正をやりまして以後、もちろん課税最低限は二、三回上げましたけれども、とてもその間におきますと例えば地価の上昇に比べてみれば十分調整はしきれていたかったというふうに思はわれでございます。今回そういうものをほぼ十一年ぶりに大幅な課税最低限の引き上げ、税率の緩和というのをやつていただきましたが、

○政府委員(横井正美君) 改正前後におきます不公平感というのは、私は、今回の改正が大部分はいわゆる土地その他のものの価格の上昇に対し調整をするということでございますから、そんなんに変わつてないというふうに思うわけでござります。

○栗林卓司君 今度改定があるから、もうしばらく生きといてくれというわけにはいかないのが相続だとと思うんです。お尋ねした理由は、改定前と後と推測しますと、課税対象になる被相続人の数ががら、関連いたしますところにつきましては、そ

れ以前につきましてもさかのぼって調査はいたしましたが、私どもの課税の権限あるいは調査の権限がございまるのは当然でございます。しかしながら、関連いたしますところにつきましては、そ

さかのぼって調べておりますけれども、特に問題

そこで、これは実際に相続が起つたかどうか

は別にして、死亡件数と比べてみますと――ですから、数字がちょっとこれは小さく出ます、小さく出ますけれども、昭和四十一年の場合は一・四%、昭和四十五年、わずか五年間でこれが三・四%ですから、倍以上に開くんです。なぜこうなつたかと言うと、この間全然いじつてない。消費者物価を見ると確かに一二四・一ですから、二四%ちょっととの増加なんです。ところが住宅地価格指数を見ると一九七・三ですから、ほぼ倍になつてゐる。これを気がつかないでほうつておいたおかげで、四十一年は九千二百三十二件の被相続人が課税をされたのに對して、四十五年は何と二万四千四百五十四名、それから毎年いじつておりませんから、経過的に見るとどんどん割合があえてきたんです。今回はこの大幅改正で二万人近くが該当になるだろ。二万人近くが該当になつたのは昭和四十年の水準なんです。今後はおおむねこれでめどにしながら、物価動向等を見ながら小刻めに補正をされますかどうかお伺いをしたいと思ひます。

○政府委員(中橋敬次郎君) 確かにいまお話しの

ように、たとえば死亡者のうちでどの程度の人が

その遺産を相続税という形で課税をされるのかと

いうのが一つのめどだと思っております。そういう

うものがあめどにしながら、今回も課税最低限の引

き上げをお願いをしておるわけですが、それで

一体この率をどの程度と考えたらいいのかとい

うのは、やはり全体的に国民の富が漸次ふえてまれば、やはりある程度はふえていいのではないかというふうに思ひます。確かにこ

の四十年代におきますそのペーセンテージの上昇

は、そういうこともございましょうけれども、むしろ地価の上昇のよつて由來したといふ点が多いございましょうが、今後におきますわれわれの考え方としますれば、やはりある程度のペーセン

テージの上昇は、國民一般の富がふえるに従つて上昇してしかるべきものと思ひますけれども、急増しないように考へなきやならないといふふうに思つております。そのときに一応、たとえばアメ

リスにおいても八%ぐらいになつております。ド

イツでは三%ぐらいになつております。これは少

し古い数字でございますけれども、そういうも

の頭に置きながらこの率を考え、それからまた課

税最低限というのをそれに合わせて隨時見直しを

お願いしたいと思つております。

○栗林卓司君 相続税というのが総体的な再分配機能を果たすということを考えると、国民が豊かになつたからと言つて、率があえていいという筋道はそこからは出てこないんですね。全体がほほ同じようならばつきで豊かになつてきたんだ

と、そこの中で、再分配というのの中のこれを

はどこで決まるかといつたら社会通念しかな

い。そこでいま私が申し上げるのは、今回の大幅

改正で、改正なかりせば恐らく三万四千の被相続

人が該当になつたであろうものが二万人ですか

ら、こゝ大ざっぱに言つて半分近くになるんです。

これを一つの足がかりにしながら今後は細かく見

ていかれますねと、二つのことを伺つておけるわけ

です。

○政府委員(中橋敬次郎君) 全体が同じようにふ

えてまいればもちろん同じ率でいいんだろうと思

いますけれども、やはりそこには格差が出てま

ります。やはりその財産の分布状況といふ

のも見ながらこの問題は考えていかなければなら

ないと思つております。

それから今回の改正でほぼ半分ぐらいの率にな

るわけですが、これももちろん一

つも今後におきますところの足がかりと考へてお

ります。

○栗林卓司君 以上でこの質問をやめまして、相

続税の改正大幅なるがゆえにどうとしとしないと

いうことだけ注意を喚起しておきたいと思いま

す。

○栗林卓司君 おきまして同じような数字を見てみます

と、ちょっと古い数字でございますけれども、大き

く出ますけれども、昭和四十一年の場合は一・

四%、昭和四十五年、わずか五年間でこれが三・

四%ですから、倍以上に開くんです。なぜこうなつたかと言つて、この間全然いじつてない。消費者物価を見ると確かに一二四・一ですから、二四%

ちょっととの増加なんです。ところが住宅地価格指

数を見ると一九七・三ですから、ほぼ倍になつて

いる。これを気がつかないでほうつておいたおか

げで、四十一年は九千二百三十二件の被相続人が

課税をされたのに對して、四十五年は何と二万四

千四百五十四名、それから毎年いじつておりませ

んから、経過的に見るとどんどん割合があえてき

たんです。今はこの大幅改正で二万人近くが該

当になるだろ。二万人近くが該当になつたのは

昭和四十年の水準なんです。今後はおおむねこ

れをめどにしながら、物価動向等を見ながら小刻

めに補正をされますかどうかお伺いをしたいと思

います。

○政府委員(中橋敬次郎君) 確かにいまお話しの

ように、たとえば死亡者のうちでどの程度の人が

その遺産を相続税という形で課税をされるのかと

いうのが一つのめどだと思っております。そういう

うのがめどにしながら、今回も課税最低限の引

き上げをお願いをしておるわけですが、それで

一体この率をどの程度と考えたらいいのかとい

うのは、やはり全体的に国民の富が漸

次ふえてまいれば、やはりある程度はふえていい

のではないかというふうに思ひます。確かにこ

の四十年代におきますそのペーセンテージの上昇

は、そういうこともございましょうけれども、むしろ地価の上昇のよつて由來したといふ点が多いございましょうが、今後におきますわれわれの考え方としますれば、やはりある程度のペーセン

テージの上昇は、國民一般の富がふえるに従つて上昇してしかるべきものと思ひますけれども、急

増しないように考へなきやならないといふふうに思つております。そのときに一応、たとえばアメ

リスにおいても八%ぐらいになつております。ド

イツでは三%ぐらいになつております。これは少

し古い数字でございますけれども、そういうも

の頭に置きながらこの率を考え、それからまた課

税最低限というのをそれに合わせて隨時見直しを

お願いしたいと思つております。

○栗林卓司君 おきまして同じような数字を見てみます

と、ちょっと古い数字でございますけれども、大き

く出ますけれども、昭和四十一年の場合は一・

四%、昭和四十五年、わずか五年間でこれが三・

四%ですから、倍以上に開くんです。なぜこうなつたかと言つて、この間全然いじつてない。消費者物価を見ると確かに一二四・一ですから、二四%

ちょっととの増加なんです。ところが住宅地価格指

数を見ると一九七・三ですから、ほぼ倍になつて

いる。これを気がつかないでほうつておいたおか

げで、四十一年は九千二百三十二件の被相続人が

課税をされたのに對して、四十五年は何と二万四

千四百五十四名、それから毎年いじつておりませ

んから、経過的に見るとどんどん割合があえてき

たんです。今はこの大幅改正で二万人近くが該

当になるだろ。二万人近くが該当になつたのは

昭和四十年の水準なんです。今後はおおむねこ

れをめどにしながら、物価動向等を見ながら小刻

めに補正をされますかどうかお伺いをしたいと思

います。

○政府委員(中橋敬次郎君) 確かにいまお話しの

ように、たとえば死亡者のうちでどの程度の人が

その遺産を相続税という形で課税をされるのかと

いうのが一つのめどだと思っております。そういう

うのがめどにしながら、今回も課税最低限の引

き上げをお願いをしておるわけですが、それで

一体この率をどの程度と考えたらいいのかとい

うのは、やはり全体的に国民の富が漸

次ふえてまいれば、やはりある程度はふえていい

のではないかというふうに思ひます。確かにこ

の四十年代におきますそのペーセンテージの上昇

は、そういうこともございましょうけれども、むしろ地価の上昇のよつて由來したといふ点が多いございましょうが、今後におきますわれわれの考え方としますれば、やはりある程度のペーセン

テージの上昇は、國民一般の富がふえるに従つて上昇してしかるべきものと思ひますけれども、急

増しないように考へなきやならないといふふうに思つております。そのときに一応、たとえばアメ

リスにおいても八%ぐらいになつております。ド

イツでは三%ぐらいになつております。これは少

し古い数字でございますけれども、そういうも

の頭に置きながらこの率を考え、それからまた課

税最低限というのをそれに合わせて随时見直しを

お願いしたいと思つております。

○栗林卓司君 おきまして同じような数字を見てみます

と、ちょっと古い数字でございますけれども、大き

く出ますけれども、昭和四十一年の場合は一・

四%、昭和四十五年、わずか五年間でこれが三・

四%ですから、倍以上に開くんです。なぜこうなつたかと言つて、この間全然いじつてない。消費者物価を見ると確かに一二四・一ですから、二四%

ちょっととの増加なんです。ところが住宅地価格指

数を見ると一九七・三ですから、ほぼ倍になつて

いる。これを気がつかないでほうつておいたおか

げで、四十一年は九千二百三十二件の被相続人が

課税をされたのに對して、四十五年は何と二万四

千四百五十四名、それから毎年いじつておりませ

んから、経過的に見るとどんどん割合があえてき

たんです。今はこの大幅改正で二万人近くが該

当になるだろ。二万人近くが該当になつたのは

昭和四十年の水準なんです。今後はおおむねこ

れをめどにしながら、物価動向等を見ながら小刻

めに補正をされますかどうかお伺いをしたいと思

います。

○政府委員(中橋敬次郎君) 確かにいまお話しの

ように、たとえば死亡者のうちでどの程度の人が

その遺産を相続税という形で課税をされるのかと

いうのが一つのめどだと思っております。そういう

うのがめどにしながら、今回も課税最低限の引

き上げをお願いをしておるわけですが、それで

一体この率をどの程度と考えたらいいのかとい

うのは、やはり全体的に国民の富が漸

次ふえてまいれば、やはりある程度はふえていい

のではないかというふうに思ひます。確かにこ

の四十年代におきますそのペーセンテージの上昇

は、そういうこともございましょうけれども、むしろ地価の上昇のよつて由來したといふ点が多いございましょうが、今後におきますわれわれの考え方としますれば、やはりある程度のペーセン

テージの上昇は、國民一般の富がふえるに従つて上昇してしかるべきものと思ひますけれども、急

増しないように考へなきやならないといふふうに思つております。そのときに一応、たとえばアメ

リスにおいても八%ぐらいになつております。ド

イツでは三%ぐらいになつております。これは少

し古い数字でございますけれども、そういうも

の頭に置きながらこの率を考え、それからまた課

税最低限というのをそれに合わせて随时見直しを

お願いしたいと思つております。

○栗林卓司君 おきまして同じような数字を見てみます

と、ちょっと古い数字でございますけれども、大き

く出ますけれども、昭和四十一年の場合は一・

四%、昭和四十五年、わずか五年間でこれが三・

四%ですから、倍以上に開くんです。なぜこうなつたかと言つて、この間全然いじつてない。消費者物価を見ると確かに一二四・一ですから、二四%

ちょっととの増加なんです。ところが住宅地価格指

数を見ると一九七・三ですから、ほぼ倍になつて

いる。これを気がつかないでほうつておいたおか

げで、四十一年は九千二百三十二件の被相続人が

課税をされたのに對して、四十五年は何と二万四

千四百五十四名、それから毎年いじつておりませ

んから、経過的に見るとどんどん割合があえてき

たんです。今はこの大幅改正で二万人近くが該

当になるだろ。二万人近くが該当になつたのは

昭和四十年の水準なんです。今後はおおむねこ

れをめどにしながら、物価動向等を見ながら小刻

めに補正をされますかどうかお伺いをしたいと思

います。

○政府委員(中橋敬次郎君) 確かにいまお話しの

ように、たとえば死亡者のうちでどの程度の人が

その遺産を相続税という形で課税をされるのかと

いうのが一つのめどだと思っております。そういう

うのがめどにしながら、今回も課税最低限の引

き上げをお願いをしておるわけですが、それで

一体この率をどの程度と考えたらいいのかとい

うのは、やはり全体的に国民の富が漸

次ふえてまいれば、やはりある程度はふえていい

のではないかというふうに思ひます。確かにこ

の四十年代におきますそのペーセンテージの上昇

は、そういうこともございましょうけれども、むしろ地価の上昇のよつて由來したといふ点が多いございましょうが、今後におきますわれわれの考え方としますれば、やはりある程度のペーセン

テージの上昇は、國民一般の富がふえるに従つて上昇してしかるべきものと思ひますけれども、急

増しないように考へなきやならないといふふうに思つております。そのときに一応、たとえばアメ

リスにおいても八%ぐらいになつております。ド

イツでは三%ぐらいになつております。これは少

し古い数字でございますけれども、そういうも

の頭に置きながらこの率を考え、それからまた課

税最低限というのをそれに合わせて随时見直しを

お願いしたいと思つております。

○栗林卓司君 おきまして同じような数字を見てみます

と、ちょっと古い数字でございますけれども、大き

く出ますけれども、昭和四十一年の場合は一・

四%、昭和四十五年、わずか五年間でこれが三・

四%ですから、倍以上に開くんです。なぜこうなつたかと言つて、この間全然いじつてない。消費者物価を見ると確かに一二四・一ですから、二四%

ちょっととの増加なんです。ところが住宅地価格指

数を見ると一九七・三ですから、ほぼ倍になつて

いる。これを気がつかないでほうつておいたおか

げで、四十一年は九千二百三十二件の被相続人が

課税をされたのに對して、四十五年は何と二万四

千四百五十四名、それから毎年いじつておりませ

んから、経過的に見るとどんどん割合があえてき

たんです。今はこの大幅改正で二万人近くが該

当になるだろ。二万人近くが該当になつたのは

昭和四十年の水準なんです。今後はおおむねこ

れをめどにしながら、物価動向等を見ながら小刻

めに補正をされますかどうかお伺いをしたいと思

います。

○政府委員(中橋敬次郎君) 確かにいまお話しの

ように、たとえば死亡者のうちでどの程度の人が

その遺産を相続税という形で課税をされるのかと

いうのが一つのめどだと思っております。そういう

うのがめどにしながら、今回も課税最低限の引

き上げをお願いをしておるわけですが、それで

限といふ議論がなくていいとは言いません。そして、交換価値として、処分を前提として値をつけしていくんだ、という行き方と、用益価値として見ていくのだ、という行き方と二つあると思うんです。今回農業用土地については用益的な面を少しく意識した関係になってきたような気がするんですねが、これは言葉遣いの問題ですから、その点については別な御表現があつても構いません。ただあくまでもそこで処分が起こるのだ、という仮説的前提を置いて、それで相続財産の土地は全部評価しなきやいかぬ、そういう筋合いのものなんだらうか、むしろ用益的な面で、相続財産の土地は評価をするのをたてまえにしながら、実際に譲渡といふ行為が起つたらそれはそのときには考えればいい。平たく言うと、相続財産の土地の評価に当たっては思い切つて下げてしまつて構わないんじゃないのか。で、こう申し上げるもう一つの理由というのは、相続のときに被相続人の経済が一遍清算になるのだ、したがつて、これは全部売却するかもしらんということと交換価値で評価するわけです。しかし、その価値が実現するかどうかは、その売却という行為が起らなければいけない。その意味で、なるほど市民法的自由の立場から言えれば、そこで一遍清算が起こるわけですから、課税していくのかもしらん。しかも、それが実現するのかしないのかというのではなく、むしろ用益的な面に着目しながら、今回農業用土地の特例も、実はあれの方がむしろ原則的な取り扱いかもしらんという面で見直すことができました。つまり私たちもいわゆる純農地としましての処分価格というものを前提にしながら組み立てているつもりでござります。

それは別にしまして、事業用あるいは居住用の財産を相続税を課税するに当たりまして評価しますときには、やはり場合によればこの税の目的であります处分ということを想定しておりますから、処分時価を基本にいたしますけれども、現実にそういう評価に至りますためには、実際に売買が成立しました売買実例とそういうのを基準に置かざるを得ません。しかし、おっしゃいますように、その売買実例というのは現実に売り手と買い手とがあつて生じた価格でございますし、相続税の評価においては、常にそろいつた価格で評価をするのが適当でもないということから、かなりしんしゃくを加えて相続税の評価に至つておるのがいままでの例でございます。その際さらにそういう場合にお事業用土地あるいは居住用の土地の中でも、いわば幸いにもそれを所有できた人にしてみますれば、最後の拠点として必要最小限度のものは恐らく一番最後まで売らないであろうというような前提に立つて、もっとこのしんしゃくをこれまで行ってきたよりも加える必要があるのでないかという点は確かに私どもも目下反省をいたしておりまして、国税局でもその点についていま検討をしていただいているところでございます。

いて一つだけお尋ねをしておきたいと思うんですけれども、とにかく間接税については、増徴がどうかは別にして、比率は高めでいいたい、これは從来から再々にわたって、大臣等含めてその方向のお答えがございました。片方では、これからは自然増収は余り期待できない経済環境があります。従来は自然増収がありましたから、結果として、直接税の増徴と言わないまでも、直接税の比率が高まってきた。これからはそれは期待できません。い。そうなると、間接税の比率を高めるというのは、仮に直接税の減税を頭に思い浮かべなくとも、直接税の増徴をある程度頭に置きながらいろんなことを考えていかなきゃいかぬのかもしません。仮定ですから、この点のお答え要りません。そのときに、入場税をすいぶんと思い切っておまけになつたわけですねけれども、将来の間接税をどうするかということとの見合いで――まけてくれたから文句言いませんよ。言いませんが、よしinでしようか。よく言われるように、もし付加価値税といふのが検討課題であると言うんなら、また入場税についてヨーロッパ諸国が付加価値税として取り上げて、これ、免税点も何にもないということを見合ひながら、今回の入場税の大幅な免税といふのは、よかつたのか悪かったのか。しかも、将来の税制見直しといふことの中でどう位置づけていかれるのか。しかも、税調の審議の中でも余り顔を出してなかつたということになるとか、余りにも不用意なお取り組みではなかつたんだろうか。以上の点について検討されましたが、どうしていかれますか、この点だけお伺いしておきたいと思います。

点が生じましたときに、一体それをどういうことにならぬ金で賄つた方が一番いいのかということになりますれば、わが国の今日の税制から見まして、やはりそれは相当大きな財源ということになります。したがいますれば、間接税に頼らざるを得ない。したがいまして、間接税の比率が上がらざるを得ないと、いうふうに考えておるわけでございます。したがいまして、いまのあります間接税といふものをそういう方向に配置しますから、何が何でもたまたまあります個別消費税といふものを、あくまで存続しなければならないということになりますれば、私はやはりそれ相応の見直しがあってもしかるべきではないかと思っております。特に入場税につきましては、いろいろ今までサービス課税についての、ての変遷がございまして、大部分は昭和十二、三年ごろの戦争が始まりましたころからつくられてきた税金でござりますけれども、それ以後の経過を見てみますと、かなりサービス税についての、あるいは物品税も含めまして、見直し、反省といふものが相当行われてきておりますが、入場税だけにつきましては、やはりなかなかその質的な差を見出しがたいという点から、一番最初に課税した分野と、今まで課税してきた分野というのは、そんなに変わっておりません。それを同じようにサービス課税で――たとえば入場税につきまして、あの当時課税しておった分野と、今日課税しておる分野、物品税について同じような問題というのを考えてみますと、やはり私は、入場税といふものも、個別消費税を前提としながら、やはり批判はございますけれども、今までたまつて、そういうた課税分野といふものの再調整を思つてやれるときにはやつておいた方がいいんでないかということから今回、少しく大幅といふ百億円余りのものでござりまするから、そんな御批評はござりますけれども、今までたまつておつたものをむしろこの際にお願いをしたといふことでござります。税収は、入場税自体の収入があいませんし、今回幸いその程度の財源であれば余裕ができましたから、こういう改正をお願いしま

ておるわけでござります。

○委員長(桧垣徳太郎君) 午後六時三十分まで休憩いたします。

午後六時四十四分開会

○委員長（検査官太郎君）　ただいまから大蔵委員会を開いています。

相続税法の一部を改正する法律案及び土地税法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。  
質疑のある方は順次御発言を願います。

○野々山一三君 相続税それから贈与税、課税対象になる財産の評価というものはどう行われるかと、うそとが、夫は税率を変えることもあること

ながら、大変な影響があるわけですね。税率を幾ら直したって、安くしても、今度は評価をうんと高くすれば、これは税金の額といふのが必然的

すけれども、こういうことについて、この評価と税率との兼ね合いでいけばどういうふうにお考えになりますか。これは法律を見たって、税金どれだけ取られるかわからぬですね。そのところを一体政治論としても、国民の相続、贈与といいうものに対しても評価するにしても、この疑惑はどうもいつまでも解消できないよう思うが、そこはど

〇國務大臣(大平正芳君) 相続税は現金や預金をも含めまして、すべての財産に対し課税されるものでございますから、その評価は相続の時点における時価によって行うしかないものと考えます。このような見地から、現行の相続税法は、時価による評価を原則とする旨明らかにしておるものであります。私どもとしては、それが評価たつて必要にして十分な規定であると考えております。

ら評価する以外に道はない。こういう論理でござりますね。ところが、その評価の物差しといふのは一体何でしょか。従前は物差しというものはなかったわけで、今度は評価委員会というものを設けるということになりますたけれども、客観的な物差しはないですね。私は、実は土地の問題でこうやりますと、その固定資産税だ、それは相続法によつては四つのものを物差しにして客観的な評価だといろいろありますね。そして客観的な土地の価格評価といふものが、土地で言えば物差しがありますね。わけても今度の国土利用計画法によつては四つのものを物差しして客観的な価格を八割に下げるといふ物差しができました。ところが、これ税法上から言うとその物差しは何もなない。私の知恵がないのかもしれないせんけれどもね。だから、ただ評価、つまり相場だから相場じゃないかという議論のように、いまおっしゃることをそのまま聞いてもそれしか聞こえないわけです。ね。たとえ預金あるいは証券というようなものは、これは客観的な価格といふのが出でますよね。これはもうきわめて明白に出てくる。不動産に関してはその物差しがない、ないから評価委員会をつくるんだという議論は一つの前進かとも思います。しかし、その評価が一体それが客観的に正しいだろうかということで非常に疑惑を持ちます。これはこんなところで余り言いたくないんで示してくださいました。藤和不動産というものが評価をしたんですということだけなんでございませんけれども、先般私はあなたの問題について練馬の土地の問題について伺つたときですね、文書で示してくださいました。これはこんなところで余り言いたくないんで示してくださいました。藤和不動産というものが評価をしたんですということだけなんでございません。で、これは一体幾らだ、五百万だと。客観的に見て五百万というのは總体で五百万ですかからね。これが一体客観的に見てどうして正しいんだね。体どうしてそれを物差しにしてはかるだらうか、この点をさらにもう一回教えていただきたい。

うものが評価を待つて初めて課税標準がわかるわけでござりまするから、もちろんそれいかんにやりまして税負担が変わつてることは確かでございます。法律上は時価と書いてござりまするのは、しと考へてゐるわけでござりますけれども、その時価というときに、処分時価であるのか、あるいは収益還元時価でありますか、あるいは再取得価格でありますかと、いろいろとり方がございます。ただ相続税は、さつき申しましたように長い間処分時価ということで考へております。処分時価と言ひますのはやはり現実に売られました価格といふものが一つの基礎になるわけでござりますけれども、これも売り手と買い手の需要供給によって決まるのでござりますから、現実に売られたものにだけ適用されるべき価格でございまして、それといふに事情が似ておりましても、それそのままで、その価格が果たして妥当かどうかということは、おっしゃるとおりなかなかむづかしいことでござります。一つの物の評価を、たとえばいまおっしゃいましたように、不動産鑑定に経験のある人三人にやつともらえ、やっぱり三様の価格が実は出てまいるわけでござります。固定資産税におきましても、評価基準の中には一応そういう再取得価格というようなもので考へるというようなことに恐らくなつておると思いますけれども、具体的にそれでは固定資産税の評価額が本当に客観的な正しさを持つておるのかどうかと言われますれば、まあ非常に自信のない話になつてしまします。

それから、公示価格をいまお話しになりましたけれども、確かに公示価格も、いろんな売買実例から、ボイントボイントにつきまして、まああれら一つの価格を表示するわけでございます。それで、私どもが、そういうなかなかむづかしい時価を、現実に生じました売買実例から評価上持つてまいるというときには、いろいろ苦労をいたしま

して、たとえば農地で申しましても、市町化の農地でありますとか、純農地でありますとかいうものについての評価について苦労をしておるわけでございますが、そういう方法が一体妥当かどうかというのは今後の土地評価審議会においてまた再検討願うわけでございますけれども、税の目的からしまして、相続税というものが世代の交代のときに課税されるというような趣旨から、今日までそういうふた評価を行つておりますし、固定資産税でございますれば、毎年毎年固定資産税をかけるといふようなことから、そういうものとしての課税標準としての評価を見出すということで、それぞれとしましては、余り実勢から離れないよう、しかも、税金の目的からしましても、そんなに高からず低からずといふようなところを、売買実例の中でも仲値というようなものを求めましたり、それからまたしんしゃく率を掛けましたりして、できるだけ御納得のいくような数額を見つけようとしておりますんですけれども、それが現実の売買価格と一体どういう関係になるのか、果たして評価として妥当であるのかと言われますれば、そういう努力をしておるということとまあ御納得いただくよりしようがないでございます。

でしよう。だから私は、大臣に伺いたいのは、国  
土利用計画法でも万全ではないとは思いますけれども、あれほど具体的に、見ればわかるような政  
令をつくったわけです。だから、この相続税でも、  
そういう適合するような物差しをつくるべきでは  
ないかとうふうに思います。  
で、先ほど来皆さんの御質問で、できるだけ詳

はつきりしているが、土地とか建物とかいうようになると、これはもう仰せのとおり評価の方が本当は大事なんで、それらについて客観的にちゃんととした物差しというものをもう少し規定しておくべきじやないかという御趣旨と思います。それより私もよく理解できるわけでござりますが、

○政府委員(中橋敬次郎君) 確かに国土利用計画法の評価方法は一つの基準になると思います。ただ、そこにおきましても実は御案内のとおり、一つは取引價格が物差しでござりますし、それに収益元面を考慮づけてやりますと、いうことになります。

ね。そこへ持ってきて、さらにあれは議員立法だから知らないわんて言われちゃ困るんですけれども、Gメンまで配置したわけですね、土地価格の。めちゃくちゃな売買をしちゃいけないというのでGメンまで置いて、そして不当な売買といふものをさせないようなどといふことがあるわけでござ

で、先ほど来皆さんの御質問で、できるだけ評価を下げる所を、なさいといふことでもあります。本当に下がるだらうかという信頼度からいって、これは何も担保されるものはない。これが率直な私の印象でござります、皆さんのお質疑の中で、これは大臣お見えにならなかつたから申しわけないですけれどもね、いまぼくが単純に言つたことに、一体もつとなぜこれを、物差しをはつきりしないかと。この議論はきのうですか、おどりですかあなたが言わされた夫婦間の水平相続といふような角度で物を考えたらいいようなものだと云われた。この趣旨から言っても、これよりもむろとぼくは具体的な話になるだらうというふうに思っていますので、改めてさらに伺いたい。これは法律

つまるところこれは結局行政府に対する御信頼をいただけるかどうかという問題に帰着するのじやないかと思いますが、それはそれとしても、行政府としてもその信頼を押し売りしないで、ちゃんとと客観的にこういうことでやるんでございますといふことを政令なり何なりにちゃんとやっておいた方が公明でいいじゃないかという御意見だらうと思いまして、それは一つの御見識であらうと思ふんです。で、これはなぜ長い間こういうことで通ってきたものなのか、政令に本来これがなすまないでこういうたてまえでやつてきたものなのか、私もよくまだ究明したことがないわけですが、さういふので、もう少しこれは勉強させていただきたいと思うのであります。

ただ、先ほどもちょっと触れられましたように、

は書いてございまして、一体具体的にそれではこのポイントの価格が幾らになるかということは、なかなかわからぬわけでございます。それと同じようなものを相続税にたとえ書くにいたしますれば、相続税の評価は処分時価によりますという方式をとりますということを書くわけでございますけれども、それによりまして、なお具体的にはなかなかどの辺の本値になるかということはわかりません。やはり問題としましては、相当ポイントの数が多くなりまして、公示価格が、一全体全国的にずっと広がつてしまりますときには、それについてどういうふうなレベルになるかというふうなことがだんだん明らかになれば、恐らく御心配の点は大分消えるのだろうと思思いますけれども、まだ公示価格というものは非常に少のうございま

○國務大臣(大平正芳君) 早急に検討します。

○野々山一三君 それではせひ、私もこれから次  
の機会に、検討するとおっしゃったことを、ひと  
と具体的な内容を前提にして検討するということ  
を約束してほしいと思います。

て、さらにGメンがあつて、そして評価委員会と  
いうものがあるわけです。この法律では評価委員  
会ができただけということなんで、これは本当に  
思い切って、いまおっしゃるように、ちょっとも勉  
強させてほしいということだけでは、どうも私、  
納得できないという点があるのでござります。一  
言でいいから前向きに、そういうことの、国土利  
用計画法を使えと言うんじゃないんですが、もつ  
と具体的な内容を前提にして検討するということ  
を約束してほしいと思います。

買いの問題はそうなつてゐるというのが——単独  
だつて三者鑑定で国は処理するわけですね。平均  
値で処理するわけでしょう。そういうふうに売り  
うにした方がいい。そうしないと相続税そのも  
のの根本がわからない。時価だつたつて売り値と  
買い値とが違いますからね。だから、鑑定の場合  
で余り具体的にはわからぬ、わからぬからそれで

今度は正解で土地評価審議会をいざなふを食言するといふことは、土地の評価というが確かに問題なのでござりますので、こういうメカニズムをつくるて学識経験者などの御意見を十分微していただきたいと思うのであります。

ですから、どうしても相続税法の法令は書くとしますが、非常に抽象的な文言で、処分時価によりますといふようなことを書くだけのことになってしまいますが、それだけでも、そういう観点から、恐らくいままではもう法律には時価と書いてございませんして、それを処分時価と呼んでおりますといふことであつたわけでございます。今後なお、

をして説明をしてもらいたい。  
次に、なぜその話をしたかという問題で、大臣  
に大きっぽな議論で一つ伺いたいのですけれども、  
法律というものは、政令なり施行令なり通達  
というものとどういう関係になるんでしょうか、  
これは一般論でござりますよ。

○國務大臣(大平正芳君) 野々山さんが指摘され  
ておる問題は、結局、法律で時価によると書いて  
あるだけで、これの評価についてはある行政にゆ  
だねてしまつてあると、それはいわば通達にゆだ  
ねてしまつてあるわけでござります。だから、も  
う少し預金であるとか現金であるとか、あるいは  
上場されておる株式であるというならば時価は

まあ私は率直に言って利用計画法を問題の比較にしたんですけども、この種のものは勉強さしてほしいという気持ちはわかるんで、思い切ってこの際政令でちゃんと物差しがわかるようにする、物差しをこしらえるといふようなお考えを前提にして検討すると、こういうふうにお答えになればこの際はやむを得ないと思ひますね。いかがですか

なるかということ等をあわせてひとつ法制化の問題は研究させていただきたいと思ひます。  
○野々山一三君 時間がないから進めますけれども、國土利用計画法によれば固定資産の評価、それから相続税評価、時価、それから公示法による価格というものが基本になってるわけです。これがの場合全く時価というだけなんでござります。

法律の意図するところをはつきりさせようといううとてあるうというので、あくまで法律の範囲を越えてやいかぬし、彫り深く法律の意図するところを明確にしてまいりたいために、いろんな政令等その他の形式が考えられておるものと思います。○野々山一三君　おっしゃるよう、法律の範囲内でなきやいけないというのがたてまえで、それ

こうという配慮に出たということは評価をしていただきたいと思うのであります。

恐らくいままではもう法律には時価と書いてござるが、いまして、それを処分時価と呼んでおりますと、いうことでもまいったわけでござります。今後なお、私どもも十分検討しなければなりませんけれども、いましばらくこの土地評価審議会におけるいろいろな議論を重ねていただくとともに、いま公

も、法律といふものは、政令なり施行令なり通達などといふものとどういう関係になるんでしようか、これは一般論でござりますよ。

なるかということ等をあわせてひとつ法制化の問題は研究させていただきたいと思ひます。  
○野々山一三君 時間がないから進めますけれども、國土利用計画法によれば固定資産の評価、それから相続税評価、時価、それから公示法による価格というものが基本になってるわけです。これがの場合全く時価というだけなんでござります。

法律の意図するところをはつきりさせようといううとてあるうというので、あくまで法律の範囲を越えてやいかぬし、彫り深く法律の意図するところを明確にしてまいりたいために、いろんな政令等その他の形式が考えられておるものと思います。○野々山一三君　おっしゃるよう、法律の範囲内でなきやいけないというのがたてまえで、それ

ついてどういうふうなレベルになるかといふうことなどがだんだん明らかになれば、恐らく御心配の点は大分消えるのだろうと思しますけれども、まだ公示価格というものは非常に少のうございま  
すから、どうしても相続税法の政令に書くとしま  
しても、非常に抽象的な文言で、処分時価により  
ますと、うむうなことと書くことになります。

○國務大臣(大平正芳君) 早急に検討します。  
○野々山一三君 それではせひ、私もこれから次の機会に、検討するとおっしゃったことを、ひとつぜひ見守りたいと思いますし、いろいろな機会を通して説明をしてもらいたい。  
次に、なまその話をしたかと、いう問題で、大臣

じようなものを相続税にたとえ書くにいたしますれば、相続税の評価は処分時価によりますという方針をとりますということを書くわけでございますけれども、それによりまして、なお具体的にはなかなかどの辺の水準になるかということはわかりません。やはり問題としましては、相当ボイントの数が多くなりまして、公示義務が、一本全國

いうものがあるわけです。この法律では評議委員会ができただけということなんで、これは本当に思い切って、いまおっしゃるように、ちょっと勉強さしてほしいということだけでは、どうも私、納得できないという点があるのでございます。一言いいから前向きに。そういうことの、国土利言用計画法を使えと言うんじゃないんですが、もつ

○政府委員 中橋敬次郎君 確かに国土利用計画法の評価方法は一つの基準になると思います。ただ、そこにおきましても実は御案内のとおり、一つは取引価格が物差しでございまして、それには益還元価格を関連づけてやりますということだけは書いてございまして、一体具体的にそれではこのポイントの価格が幾らになるかということは、

から知らないわなんて言われちゃ困るんですけどれども、Gメンまで配置したわけですね、土地価格の。めちゃくちゃな売買をしちゃいけないというのでGメンまで置いて、そして不当な売買というものをさせないようにということがあるわけでございます。だから、主税局長おっしゃるような時価という角度だけじゃない。四つの物差しがあつ

を実行するためにその中身を、内容を示すというのが政令であり、通達でありますね。そのとおりですね。

そうすると、実際は、この評価の問題もそうでございまして、相続税法の施行令及び通達では、たとえばこれは非課税でございますと書いてあるものが、非課税じやないようには政令、通達できておる事例があるのでございます。これはあなたはおわかりにならないなら、ひとつ関係当局の皆さんでも結構です。これは歴然とそういう証拠がある。そこで、話を進める意味でそういうものがあるんだから、そういうものは当然法律を変えるか法律をつくるか、いずれかの処置を講じなければいけないものが実は政令、通達で求められてるという事例があるわけでございます。御見解を承りたいわけでございます。

律の範囲内で制定しなければならないというふうに思つております。いま御指摘の点は、たとえは相続税の非課税財産としましてこういう目的たつておる、いわば公益上の目的に使っておるものについて相続税を非課税にいたしますというふうに、政令でその範囲を制限するような規定がござります。その場合に、政令の内容いかんによつて御指摘のような御心配が出ることもあるかと思ひますけれども、私どもは今日この政令を見てみてまして、やはり相続税の非課税といふ条項でござりますから、個人がそれを取得しまして、あくまでもその個人のコントロールが非常に強いといふ段階におきましては、たとえその目的が非常にいい目的であり、法律に規定してありますように、公益的な事業の用に供されるという場合にも、やっぱりある程度の個人の色彩を払拭しないとそういう条件に当つてはならないという解釈から、今日そういう政令を設けておるのでございまして、その政令はやはり法律の精神に沿つて変えておるというつもりでござります。

られちやついて、個人のかかわりというものが、あるとかないとかいうことが全くわからないから、こうで狹められている。それからもとと言いますと、かつては非課税だったものが、法律をえまして、二十六年ですか法律をちょっと――三十三年ですか法律をちょっと直しまして、二言だけ、二文字だけ直したために今度は内容が完全に変わりましたして課税対象にされておる、それが通達でそりなつて、そういう事例があります。きょううお答えができないなら私もここでこまかい法律論をやると時間がありませんから、この問題留保せざるを得なくなるんですが、どうしてもわからぬ。これは大臣だっておわかりにならないようなことだつたら、行政官でわかつたてそれはほくは納得できないわけです。大臣をだから呼んでいるわけですからね。いかがでしようか。

○政府委員(中橋敬次郎君) ちょっと、その二文字だけ入りまして実体が非常に変わったという例を思い起こすこともできませんでけれども、やはり相続税の非課税財産ということについて考えます場合には、たとえ公益的な事業に向けるものでも、個人的な色彩というのは薄くならなければならないと、いう前提がございます。そういう観点から、制限をいたしておる今日の政令といふものは、やはりその法律の精神に沿つておると思いますので、その点が特に権限を逸脱して執行政令として変えたつもりはございません。

○野々山一三君 これは水かけ論になるから、私がやると時間がとられるだけだけれども、あなたが読み上げなさいよ。つまり、相続税法の十二条、改正前の法律と改正後の法律と二文字だけしか違わないんですね。そのために政令が完全に変わつておるわけです。細かい話をするときりがないほど、一ぱいあります。たつた二文字が、この一例だけしか見ますと「相続又は遺贈に因り」というのが「相続に因り取得した」、二文字だけ、二文字が消えただけで施行令がまるきり変わっておるわけです。これはお答えができるならこれはここでストップです。これはこの話がなければ進めようがない。

○政府委員(中橋敬次郎君) いまお示しの相続税法の第十二条第三号におきます「相続又は遺贈に因り」という規定は、「相続」という文字が入ったことはお示しのとおりでござりますけれども、それのもになります「公益を目的とする事業を行う者で政令で定めるもの」ということの政令につきましては、たしかその時期に政令の内容は変わっておることは確かでござりますけれども、「相続」ということが入ったために変わったなんではございませんで、個人の色彩が強いものを排除するという趣旨で施行令の第二条の規定を設けたものでござります。

○野々山一三君 いま言つたのは間違いですね。いま読み上げられたものは間違いんですね。聞いておるわけです。

○委員長(桧垣徳太郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(桧垣徳太郎君) 速記を起こして。

○政府委員(中橋敬次郎君) 相続税法第十二条の三号の規定で、私は「相続」が入ったと申しましてけれども、これは間違いでございまして、「相続又は遺贈」という「遺贈」が入ったということございました。

ただ、その相続税法施行令第二条の規定は、確かにその時期に改正になつておりますけれども、それは「遺贈」という文言が入つたためでございませんで、個人的な色彩を払拭するという意味でおきましたし、相続税法施行令第二条が全面的に改正せられたことは間違いございません。

○野々山一三君 「遺贈」と——それなら議論になりますが、「遺贈」という文字が入つたと、遺贈と贈与とどういう違いがあるんですか。よく、ぼくは幼稚園の子供みたいなんでわからぬので教えてください。それが個人の関係をきれいにするために政令を改めたと、こう言われるわけですね。そうですね。違うですか。けれども、実際はそうんですよ。もし違うと言われるならば。それでは政令がどうと変わっているわけ。そうすると

法律よりも優先しているのは政令ですかという議論になるわけです。端的に私これ申し上げるけれども、いま私が読み上げたのを、違つて「相続」が入っただけなんというお話をしながら答弁されているんじゃ、私も質問する気も起らぬといふことになる。放棄はしませんよ。もっと一遍勉強して改めて出直してください。これから以降ずっとそういう問題がたくさんありますからね。そんなことでまたそろそろやつて時間を食われたんじゃ私はかなわぬ。これ委員長どうしますか、四十分という時間でこんな調子でやられたら、私は、發言をさぼられるために四十分を与えられたなんて、お断りですわ、委員長として理事会をやはり処理してください。

○政府委員(中橋敬次郎君) 相続は相続でござりますし、遺贈は遺言による贈与でございますから、相続とか遺贈というそういうことが契機となりまして財産が移転されることについては変わりはございません。そういう法的な整備と、先ほど申しました相続税法の施行令第二条で、個人的な色彩が強いものは、この政令で定めるものとして除外をするというのは、全然関連なしにたまたま同時期に改正されたものでござります。

○野々山一三君 法律では、「遺贈」という文字が「又は遺贈に因り」という文字が結果的に入つただけですけれども、同じ時期に政令の内容、体質が変わつても、それでいいんですかと聞いているわけです。これは大臣は、先ほど法律の範囲内でそれを実行するための趣旨として政令、通達というものはあるんだとおっしゃつた。時期が同じであるとかないとかにかかわらず、国会で法律を直したならないですよ。本質的に直したならいいですよ。これはまさに通達行政といふ言葉になる感じやございませんか。違いますか。大臣伺いますか。



近藤さんのおっしゃるとおりでございまして、妻の座を重視すると、そして同じ世代間の水平的な財産の移動というものに対しまして、特にそこに相続税が介入していく必要はないのではないか。で、このことは、税の負担の公平とかいうことと完全に関係がないことなんだとございまして、そういう立法政策上の配慮から、こういうことを行つたわけをございます。素直にお受け取りをいただきたい

で、財産の、これで富の配分の不公正を結果とするとかなんとかいうのは、そんなことと全然関係はない、これはそういう政策的判断でやったことないでございまして、それは相続税の税率の刻み方とかいうことでそういうことは判断してもらいたいわけでございまして、それと全然別に異質な政策上の判断からやつたことが今度の妻の座の重視であります。

○國務大臣(大平正芳君) で、ござりますから、そういう考え方は古いと言つてはいるんです、私は。そういう考え方から脱却して、同世代の間の財産の移転ということに対しては、相続税をかかけない方がいいんじゃないかという判断、そういう政策的な判断の方が正しいんじゃないかといふ決断をしたわけでございまして、同世代のこととございますから、やがて片方も相続の機会が生まれるわけなんでございますから、もともと同世代の

あつても、その際にやっぱり課税をして富の集中化を防いでいくという、そのことは決して古い考えではないし、むしろこれからだんだん国民がお互いに皆近くなつてくるそういう面から見ますと、その方がむしろ進歩的ではないか、むしろ運行するのじやないかというのが私の疑問なんですけれども、いかがでしようか。

○近藤忠孝君 素直に受け取れないからもう一回質問しているんです。妻の座保護、これはわからつたです。へへ、本当に妻の座を保つて、

こと。いままでの国会審議の中では、私が先ほど指摘したようなことが三分の一を全額非課税とすらござる、これに対する当座の内閣見解について言つておきたい。

けないかという問題が、初めから問題はあるわけなんですが、いままでずっとそれはかけるといふことができなくてござります。さうして、今度は

が近接していますから軽減しますがね。つまりそこに財産が移転する金額は変わりないですよ。これまでよくおきの多いことかといふことこの

守るべき階層は、一定の段階ありますけれども、むしろ特に妻の座を守らなくとも、堂々と税金取られても、ちゃんと暮らしていいけるこれらの層が、本当に今回の法案によりますと大きく税金を免れると、その点でますます差は大きくなるんじゃないのか。この点は、今回の大平さんの説明ではとても説明になつてないわけですね。

それから、今まで言われておった巨大な富の集中排除、あるいは再分配という問題があるんだと、この点についても、もう一つの間にか消えて

○國務大臣（大平正芳君）　いまの近藤委員が御指摘のような経緯はあつたんです。あつたんですが、今度われわれが決意したのは、全然そういう考え方でないわけなんでございまして、大蔵省の政策的な一つの決意、決断でございまして、大蔵省でもそういう決断をする活力があるということござります。

ことときたれでござりますて、たゞ、△医事課  
うそれを思い切つてかけないことにしようと、いう  
決断をしたわけでございますから、これは相当な  
決断なんですよ。だから、從来そういういろんな  
議論がありまして、愛知さんもそう言われた、言  
木主税局長もそういう意見を言われたことは、な  
なたの指摘のとおりでございますが、そういうと  
ころで曲折しておっしゃいけないと、われわれは  
こういう決断を今度やるんだということなんですが  
ざいますから、そこは買っていただかなけれどや  
かねじやないでしようか。

しまって何ら説明がされてない。大平さんの説明では、同世代で非課税としても差し支えないといふことですけれども、少し前ではそうは言つてなかつたわけですね。なぜいままで、たとえば四十七年末の説明ではそうでなかつたものがこうなつてしまつたのか、その辺をわかりやすく説明して

○近藤忠孝君 活力とか、あるいは進歩的とかい  
ろんな言葉が出てくるんですけれども、しかし  
そういうことで、そういう抽象的な言葉で、いま  
までこれに対する消極的な理由に對して何も説明  
がないままいつてしまふことに疑問を感じるんで  
すよ。ですから、たとえばいままで、相続財産が

○近藤忠孝君　そういう考え方古いという説明を受けて初めてわかつたんです。しかし、果たして十二のいからどうかですね、ということは、やっぱり論になると思うんですね。どう言いましても、今までの、一昨日來の説明から見ましても、特に巨額な相続については、大分免れるわけですね。

○國務大臣（大平正芳君）　損得じやないです、  
○近藤忠孝君　となりますと、やはり地方選挙が  
近づいてるので、自民党の一つの選挙政策では  
れ。されば、  
○は結局資産家の、大資産家の妻であるといふ  
となんですね。

○國務大臣(大平正芳君) そういうことを今度いよいよやろうと決意したわけなんでございます。いままで、そこまで踏ん切りがつかなかつたわけでござります。今度は同世代の間の財産の移転ということは、相続税の対象として考えなくていいじゃないか、夫婦の共同生活の結晶というようなものを尊重しようじゃないか、夫婦の財産形成寄与を尊重しようじゃないかということ、素直に見ていただきたいということを申し上げておるん

大きくなればなるほど非課税の金額も大きくなつてきて、公平に欠けるんだということが指摘されておつたわけでしょう。そうしますと、今度は妻の座確保ということで、確かにその面は強化されるけれども、もう一つの、相続財産が大きくなつた階層の方がよけいに税金免れて、そうでない人との間の格差が大きくなつてくる。これ前々から言つておつたことが、いま何も説明されていないんですよ。そのことについて、この問題はどうなのか。その御答弁をいただきたいんです。

その点はやはり不公正じゃないかという疑いは消えませんし、また入場税の資格から申しますと、入場税でみんなわざかなものを残しておくのはなぜかと言いますと、それだけの、たとえば三千円でも四千円でも出せる人は担税力があるというわけでしょう。担税力となりますと、一億円、十億円相続する人は十分もう担税力あるわけですよ。となれば、これは政策的に見ましても、また財産が形成されたという社会全体の援助を得ているというそらいう面から見ましても、たとえ同世代

ないかと考えるんですが、いかがでしょう。  
○國務大臣(大平正芳君) それは損得の判断ではなくてないんでございまして、そういう政策的な選択を今度政府と自民党は決断したというようだ。素直にお受け取りいただきたいと思うのでござまして、従来いろんな論議があったことでござますけれども、いよいよそこまで踏み切らしてただいたということでござります。ただそれだけにすぎないわけでございまして、素直にひとつけ取っていただきたいと思います。

○近藤忠孝君 まあそれだけにすぎないと言われますとよけい勘ぐつてしまふわけですけれども、時間の関係でこの程度にしておきます。

次に、入場税の問題ですが、一昨日大塚委員の方から今回の入場税をずっと少なくして、結局、間接税が少ないという状況をつくって、そのこと

い。ちょうど五十二年度以降となりますと、これとの関係が結びついてくるわけです。そこで、間接税をわずかに残していることが、私の方ではそれに対する一つの橋渡しになるのじやなかろうかという、こういう疑問があるのですけれども、その点についての御答弁をいただきたい。

ことはからにやいかぬわけでござりますので、い  
ま入場税に關しましては、担税力が相當あるところにおきましては、よくドライに考えて、入場税は若干残さして取らしていただきたいとだけ考ておる、それ以上のものではないわけでござります。  
それから、社会経済長期計画でございますが、それはこれから先政府が策定をすることでございましようし、いまだその中身がどうなるであろうかというようなことを私がまだ申し上げる材料もございませんし、立場にもないわけでございます。ただ言えることは、五十年度は少なくともそういうことを考へることはやるまいということです、五十一年度にそういう長期的な計画は考えよう、中身はまだ全然決まっていないわけでございまして、中身はまだ全然決まっていないわけでございますので、そのことを申し上げる段階ではございません。

○委員長(桧垣徳太郎君) この際、委員の異動について報告いたします。

本日、藤田正明君、細川護熙君が委員を辞任され、その補欠として初村滝一郎君、山崎竜男君が選任されました。

○政府委員(中橋敬次郎君) 相続または遺贈により財産を取得しました者が、いま言われたような法人に財産を移転しましたときには、租税特別措置法七十条の二によりまして課税されないことがあります。

○栗林卓司君 はい わかりました  
二番目にお尋ねしますけれども、共同均分相続ということになると、相続を契機にして、相続財産を分けて処分をしていくというのが一つのたてまえの議論になるわけですけれども、相続財産そのものを実際問題としては家族の共同体に集団的に帰属している財産として使っていこう、これは処分の対象では実際問題はないわけです。先ほどどの何で評価するかということに絡むわけですがけれども、お尋ねしたいのは、一応相続という段階で清算が起きて処分がなされるというたてまえで時価評価をされると言いますけれども、実際に家族共同体に集団的に帰属をしている。実現をする価

価というものは用益的な価値なんだ。ある場合にこれを売却すれば当然処分的な時価になるわけですが、それでも、実際に実現する利益というものは用益的な価値だ。一つ極端な例を挙げますと、相続が起きて、相続人がずっと長い生涯を終わって、さらには渡すまで用益のままで放し放しですと、処分としての価値は未実現に終わるわけです。ところが、相続の課税のときには、処分というたてまえを置いて未実現利益にあらかじめ課税をする。何かここに私は無理があるような気がするんです。本当は細かい技術的にどう評価するかは別にして、考え方としては、相続が起こったときには、さあこれ全部売つ払つてしまおうかとみんな受け取るんだ。それをそのまま続けて使っていこうということことで、恐らく大多数は考えるんだとしますと、時価評価の考え方は、処分時価ではなくて用益的な面、性格は、厳密な意味では、用語としては違しますが、今回の農業用土地について特例を配慮せざるを得なかつた一面の評価の問題も絡めながら、処分時価といふものは、やっぱり余りにたてまえに過ぎて、実態に沿わないのではないか。その意味で、評価の立て方といふものを処分時価から用益時価の方に移しながら、今回は、土地価格の評価委員会も設置されるわですから、含めて、基本的な見直しを私はすべきではないかと思いますが、いかがですか。

いというふうに思つております。  
○栗林卓司君 時間ももうたつておりますから、いまの問題で一つ確認しますけれども、その処分基準で考えていくのかという面であるわけですか  
時価と言ひ、収益時価と言つても、どのようなな基準できめていくのか、それをまたより客観的な基準で考えていくのかといふ點は別にして、実態に応じた見直しはされていかれると理解してよろしいわけですね

まず、修正案の案文を朗読いたします。  
入場税法の一部を改正する法律案の一部を次  
のように修正する。  
第四条から第六条までの改正規定のうち第五  
条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第一  
号を次のように改める。

政府が、「日本国憲法第二十五条にうたわれた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を真に保障し、芸術、文化、スポーツの豊かな発展、国民の社会教育の充実を願うならば、すべての国民にそれを十分保障することは当然のことであり、

○政府委員(中橋敬次郎君) 特に一般的なしつらいやくのはかに、事業用あるいは居住用の、特に土地でござりますけれども、そういったものが、それを持つておる人にとって最後まで売らないであるうといふような事態を想定しましたしんしゃくということについて、今後もなおより多く加えられるという方向で検討をいたしております。

○栗林卓司君 終わります。

○委員長(桧垣徳太郎君) 他に御発言もなければ、相続税法の一部を改正する法律案に対する本日の質疑はこの程度とします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桧垣徳太郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(桧垣徳太郎君) 御異議ございませんか。

映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ等の文化、芸術や健全娯楽などは、人間性の回復を図るものであり、まして文化、福祉国家を標榜するならば、これらの催し物に対し入場税を課すべきものではある。

この修正の結果初年度約十億円の歳入減となる見込みであります。  
以上が修正案の内容及び趣旨でござります。何とぞ御審議の上、御賛成をいただきますよう

なお、本修正案による減収額は、昭和五十年度 約二十四億円と見込まれます。

案の趣旨説明を願います。近藤君  
○近藤忠孝君　ただいま議題となりました入場税法の一部を改正する法律案に対する修正案について、日本共産党を代表して、提案の趣旨を御説明を願います。

藤君提出の修正案は、予算を伴うものでありませんので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から両修正案に対する意見を聴取いたします。土平大蔵大臣。

○國務大臣(大平正芳君) ただいまの両修正案につきましては、修正案どおりの改正を行いますと、他のサービスに対する課税との均衡を著しく失すことになるのみでなく、昭和五十年度予算にも影響を及ぼすことになるので、政府としては反対であります。

○委員長(桧垣徳太郎君) それでは、ただいまの修正案に対し、質疑のある方は順次御発言願います。——別に御発言もないようでありますから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。——別に御発言もないようでございますから、これより直ちに採決に入ります。

入場税の一部を改正する法律案に対する修正案について採決いたします。

近藤君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(桧垣徳太郎君) 少數と認めます。よつて、近藤君提出の修正案は否決されました。

辻君提出の修正案を問題に供します。

辻君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(桧垣徳太郎君) 可否同数と認めます。よつて、国会法第五十条後段の規定に基づき、委員長において本案に対する可否を決します。

本案については委員長はこれを否決すべきものと決定いたしました。

それでは次に、原案全部を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(桧垣徳太郎君) 多數と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

山崎君から発言を求められておりますので、これを許します。山崎君。

○山崎五郎君 私は、ただいま可決されました入

場税法の一部を改正する法律案に対し自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、第二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

まず、案文を朗読いたします。

附帯決議(案)

入场税法の一部を改正する法律案に対する

一、政府は、入场税の大幅減税の効果が、入场料金に反映されるよう、すべての興行界に対し適切な措置を講すべきである。

二、政府は、映画、演劇等の免税点について物価等の動向を考慮し、適時に額の引上げをはかるべきである。

三、政府は、最近における競馬、競輪等の実情にかんがみ、ギャンブル性の行為にかかる低廉な入场料金について適切な料金の引上げ等の税収の確保に配慮すべきである。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

辻君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(桧垣徳太郎君) 全会一致と認めます。

辻君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(桧垣徳太郎君) 全会一致と認めます。

辻君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(桧垣徳太郎君) 全会一致と認めます。

辻君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(桧垣徳太郎君) 多數と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本案に賛成の方の挙手を願います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(桧垣徳太郎君) 多數と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

山崎君から発言を求められておりますので、これを許します。山崎君。

○山崎五郎君 私は、ただいま可決されました入

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(桧垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後八時二十分散会

3 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた入场税については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に旧入场税法第一条第一号に掲げる場所へ

入场するため使用される入场券を同日前に前売りしている場合において、同法第三条に規定する経営者等が当該前売りに係る入场料金に対する同法の規定により課された、又は課されるべき入场税額に相当する金額を払いもどした場合については、当該払いもどしが同法第十三条规定に該当する場合を除き、当該払いもどしおもどしを同項の払いもどしとし、当該払いもどしに係る金額を同項の規定による控除を受けるべき金額として、同法の規定(罰金を含む。)の例による。

5 施行日前に、旧入场税法第八条第一項又は第二項の規定により入场税の免除を受けた主催者が、同日以後に同条第八項の規定に該当するこ

ととなつた場合における同日前に領収した入场料金に係る入场税については、なお従前の例による。

この修正の結果初年度約十億円の歳入減となる見込みである。

〔参考〕

入場税法の一部を改正する法律案に対する修正案(辻一彦君提出)

入場税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六条第二号を削り、第三号を第二号とし、第一号を

第四条から第六条までの改正規定のうち第五条

中第二号を削り、第三号を第二号とし、第一号を

次のように改める。

一 第一条第一号に掲げる場所 一万円

二 第二号に掲げる場所 一千円

三 第三条第一号に掲げる場所 五百円

四 第四条第一号に掲げる場所 三百円

五 第五条第一号に掲げる場所 一百円

六 第六条第一号に掲げる場所 五十円

七 第七条第一号に掲げる場所 三十円

八 第八条第一号に掲げる場所 二十円

九 第九条第一号に掲げる場所 十円

十 第十条第一号に掲げる場所 五円

十一 第十一条第一号に掲げる場所 二円

十二 第十二条第一号に掲げる場所 一円

十三 第十三条第一号に掲げる場所 五角

十四 第十四条第一号に掲げる場所 二角

十五 第十五条第一号に掲げる場所 一角

十六 第十六条第一号に掲げる場所 五分

十七 第十七条第一号に掲げる場所 二分

十八 第十八条第一号に掲げる場所 一分

十九 第十九条第一号に掲げる場所 五厘

二十 第二十条第一号に掲げる場所 二厘

二十一 第二十一条第一号に掲げる場所 一角

二十二 第二十二条第一号に掲げる場所 五分

二十三 第二十三条第一号に掲げる場所 二分

二十四 第二十四条第一号に掲げる場所 一分

二十四 第二十五条第一号に掲げる場所 五厘

二十四 第二十六条第一号に掲げる場所 二厘

二十四 第二十七条第一号に掲げる場所 一角

二十四 第二十八条第一号に掲げる場所 五分

二十四 第二十九条第一号に掲げる場所 二分

二十四 第三十条第一号に掲げる場所 一分

二十四 第三十一条第一号に掲げる場所 五厘

二十四 第三十二条第一号に掲げる場所 二厘

二十四 第三十三条第一号に掲げる場所 一角

二十四 第三十四条第一号に掲げる場所 五分

二十四 第三十五条第一号に掲げる場所 二分

二十四 第三十六条第一号に掲げる場所 一分

二十四 第三十七条第一号に掲げる場所 五厘

二十四 第三十八条第一号に掲げる場所 二厘

二十四 第三十九条第一号に掲げる場所 一角

二十四 第四十条第一号に掲げる場所 五分

二十四 第四十一条第一号に掲げる場所 二分

二十四 第四十二条第一号に掲げる場所 一分

二十四 第四十三条第一号に掲げる場所 五厘

二十四 第四十四条第一号に掲げる場所 二厘

二十四 第四十五条第一号に掲げる場所 一角

二十四 第四十六条第一号に掲げる場所 五分

二十四 第四十七条第一号に掲げる場所 二分

二十四 第四十八条第一号に掲げる場所 一分

二十四 第四十九条第一号に掲げる場所 五厘

二十四 第五十条第一号に掲げる場所 二厘

二十四 第五十一条第一号に掲げる場所 一角

二十四 第五十二条第一号に掲げる場所 五分

二十四 第五十三条第一号に掲げる場所 二分

二十四 第五十四条第一号に掲げる場所 一分

二十四 第五十五条第一号に掲げる場所 五厘

二十四 第五十六条第一号に掲げる場所 二厘

二十四 第五十七条第一号に掲げる場所 一角

二十四 第五十八条第一号に掲げる場所 五分

二十四 第五十九条第一号に掲げる場所 二分

二十四 第六十条第一号に掲げる場所 一分

二十四 第六十一条第一号に掲げる場所 五厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一角

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一角

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一角

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一角

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一角

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一角

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一角

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一角

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一角

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一角

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一角

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一角

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一角

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一角

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一角

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二厘

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一角

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 二分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 一分

二十四 第六十ニ号に掲げる場所 五厘

8 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「石油ガス税法（昭和四十年法律第一百五十六号）及び入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）」を「及び石油ガス税法（昭和四十年法律第一百五十六号）」に改める。  
第十二条を削る。

（会社更生法の一部改正）  
9 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

10 第百十九条前段中「入場税」を削る。  
(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)  
11 第一条中「石油ガス税法又は入場税法」を「又は石油ガス税法」に改める。  
（国税徴収法の一部改正）  
12 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。  
第二条第三号中「トランプ類税及び入場税」を「及びトランプ類税」に改める。  
（国税通則法の一部改正）

13 この附則の規定により從前の例によることとされる入場税については、改正前の相続税法第十四条第二項、改正前の会社更生法第百十九条前段、改正前の国税徴収法第二条第三号並びに改正前の国税通則法第二条第三号及び第十五条规定により從前の例によることとされる入場税（印影）とあるのは、同法第三十五条の規定による証印の印影、入場税法を廃止する法律附則第二項の規定によりなおその効力を有する旧入場税法第二十条第（罰則に関する経過措置）  
14 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（競馬場等への入場に係る入場税に関する措置）  
15 附則第二項の規定により旧入場税法第一条第二号又は第三号に掲げる場所への入場に付託された。

同法がその効力を有する間は、当該場所への入場に係る入場税については、改正前の相続税法第十四条第二項、改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第一条及び第十二条、改正前の会社更生法第百十九条前段、改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第一条及び第三条第一項、改正前の国税徴収法第二条第三号並びに改正前の国税通則法第二条第三号及び第十五条第二項第六号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「入場税法」とあるのは、「入場税法を廃止する法律（昭和五十年法律第二号）」附則第二項の規定によりなおその規定は、「入場税法」である。この規定によれば、同法第二条第三号に掲げる場所への入場に付託された。

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和五十年分の所得税の臨時特例に関する法律案（衆）  
一、所得税法の一部を改正する法律案（衆）  
一、法人税法の一部を改正する法律案（衆）  
一、租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆）

昭和五十年分の所得税の臨時特例に関する法律案（老年者等の定義の特例）

第一条 昭和五十年分の所得税についての所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条の規定の適用については、同法第一項第三十号中「五百円」とあるのは、「千円」と、同項第三十号ロ中「三百円」とあるのは、「六百円」と、同項第三十二号中「四十万円」とあるのは、「七十万円」と、同項第三十三号ロ中「二十万円」とあるのは、「五十万円」と、同号ハ中「十万円」とあるのは、「二十五万円」とする。

2 附則第二項の規定により旧入場税法第一条第二号又は第三号に掲げる場所への入場について同法第二十条の規定によるトランプ類税証紙とあるのは、「トランプ類税法第二十条の規定によるトランプ類税証紙若しくは入場税法

を廃止する法律（昭和五十年法律第二号）

附則第二項の規定によりなおその効力を有する旧入場税法第十九条の規定による用紙」と、「同法第三十五条の規定による証印の印影」とあるのは、「合計額（当該合計額が百九十万円を超える場合には、一百九十万円）」とする。

第三条 居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいい、非居住者（同項第五号に規定する非居住者をいう。）のうち、昭和五十年分の所得税につき同法第三編第二章第二節の規定の適用を受けるもの）を含む。次項及び次条において同じ。」で、同年分の同法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額（以下「合計額」という。）については同法第九十八条第一項第一号に規定する課税所得金額」という。)が千万円以下であるもの（主たる所得者（同法第九十六条第三号に規定する主たる所得者をいう。以下同じ。）につき同法第九十八条第一項第一号に規定する課税所得金額と同法第八十九条第二項に規定する課税退職所得金額及び課税山林所得金額との合計額が千万円以下であるものとし、合算対象世帯員（同法第九十六条第四号に規定する合算対象世帯員をいう。以下同じ。）については同法第九十八条第二項第二号ロに規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額が千万円以下であるものとする。）に対する同年分の所得税についての同法第八十九条又は第一百六十五条の規定の適用について同法第九十八条第一項第一号ロの場合を除き、同法第八十九条第一項中「合計額」とあるのは、「合計額から三万円（居住者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合はその控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一万五千円を加算して得た金額とし、当該合計額が三万円又は当該加算して得た金額に満たない場合には当該合計額とする。）を控除した金額」とする。

2 居住者で、昭和五十年分の合計課税所得金額が千万円を超えるもの（主たる所得者について

は所得税法第九十八条第一項第一号に規定する課税総所得金額と同法第八十九条第二項に規定する課税退職所得金額及び課税山林所得金額との合計額が千万円を超えるものとし、合算対象世帯員については同法第九十八条第二項第二号に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額が千万円を超えるものとする。)に対する同年分の所得税についての同法第八十九条又は第一百六十五条の規定の適用については、同法第八十九条第一項中「合計額」とあるのは、「合計額に、当該合計額のうち、当該合計課税所得金額のうち千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額」とする。

#### (予定納税基準額の計算の特例)

第四条 居住者(昭和四十九年分の合計課税所得金額が千万円を超える者及び次条の規定の適用を受ける者を除く。)に対する昭和五十年分の所得税についての所得税法第二百四条(同法第二百六十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第二百四条第一項各号列記以外の部分中「控除した金額」とあるのは、「控除して得た金額から三万円(居住者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合にはその控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一万五千円を加算して得た金額とし、当該控除して得た金額が三万円又は当該加算して得た金額に満たない場合には当該控除して得た金額とし、当該控除して得た金額が三万円又は当該加算して得た金額とする。)を控除した金額」とする。

#### (給与等に係る徵収税額の特例)

第五条 居住者(所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいい、昭和四十九年分の合計課税所得金額が千万円を超える者を除く。)に対する同法第二百八十五条及び第二百八十六条の規定の適用については、次に定めるところによ

る。

一 所得税法第二百八十五条第一項第一号イからニまで並びに第二百八十六条第一項第一号ロ及び第二項第一号中「掲げる税額」とあるのは、

「掲げる税額から二千三百十円(当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族(二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、当該記載に係る控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一万五千円を加算して得た金額とし、当該掲げる税額が三万円又は当該加算して得た金額に満たない場合には当該掲げる税額とする。)を控除した金額)と同一の記載がある場合には当該記載に係る控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一千六百六十円を加算して得た金額とし、当該掲げる税額が二千三百三十円又は当該加算して得た金額に満たない場合には当該掲げる税額)を掲除した金額」とする。

二 所得税法第二百八十五条第一項第一号ホ及びヘ中「掲げる税額」とあるのは、「掲げる税額から七十七円(当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族(二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、当該記載に係る控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四十円を加算して得た金額とし、当該掲げる税額が七十七円又は当該加算して得た金額に満たない場合には当該掲げる税額を控除した金額)とする。

19 21 23 25 27 29 10 13 16  
26 28 30 1 4 7  
20 22 24  
14 16 18  
12 19  
8 10 11  
6 8 10 12  
4 6 8 10 12  
2 4 6 8 10 12  
1 日まで

19 21 23 25 27 29 10 13 16  
26 28 30 1 4 7  
20 22 24  
14 16 18  
12 19  
8 10 11  
6 8 10 12  
4 6 8 10 12  
2 4 6 8 10 12  
1 日まで

#### (施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

#### (年末調整に関する経過措置)

第二条 第六条の規定は、昭和五十年中に支払うべき給与等での最後に支払をする日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後である場合について適用する。

(施行日前に出国した者に係る更正の請求)

第三条 施行日前に昭和五十年分の所得税につき所得税法第二百二十七条(同法第二百六十六条规定による決定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第二十条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。)に対応する同法第二百八十五条及び第二百八十六条の規定の適用については、次に定めるところによ

る。)の規定による改正の請求)の規定による改正の適用について、昭和五十年三月三十一日までに、税務署長に対し、同法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二百六十八条において準用する場合を含む。)の規定による更正があつた場合において、所得税法第二百五十九条第二項(同法第二百六十八条において準用する場合を含む。)の規定による還付金について国税通則法第五十条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、所得税法第二百五十九条第一項に規定する還付金を計算するとときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項の規定による充當(以下「充當」という。)をする日(同日前に充當するのに適したこととなつた日)がある場合には、その適することとなつた日までの期間とする。

3 前項の規定による還付金について国税通則法第五十条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、所得税法第二百五十九条第一項に規定する還付金を計算するとときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項の規定による充當(以下「充當」という。)をする日(同日前に充當するのに適したこととなつた日)がある場合には、その適することとなつた日までの期間とする。

#### (施行日前に支払うべき給与等に係る更正の請求)

本案施行に要する経費としては、増収約千四百億円、減収約九千八百五十億円の見込みである。

所得税法の一部を改正する法律案  
所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部

を次のように改正する。

第九条第一項第五号を次のように改める。

所得税法の一部を改正する法律案  
所得税法の一部を改正する法律

五 給与所得を有する者で通勤するものの受け入れる給与のうち、その通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために必要な額で、その者の通勤に係る運賃、費用、時間、距離等の事情に照らし最も經濟的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法によるものに相当する部分として政令で定めるもの

の

第六条 昭和五十年中に支払うべき給与等に対する所得税法第二百九十九条の規定の適用について、昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払うべき給与等(同法第二百八十三条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。)に対する同法第二百八十五条及び第二百八十六条の規定の適用については、次に定めるところによ

る。)の規定による改正の適用について、昭和五十年三月三十一日までに、税務署長に対し、同法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

第七条 昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払うべき所得税法第二百八十六条に規定する賞与に対する同法別表第六の表の適用については、同表の賞与の金額に乘すべき率の欄中「2 4 6 8 10 12 14 16 18 20 22 24 26 28 30」とあるのは、「0 0 0 1 4 7 10 13 16」とある。

八条第一項に規定する還付金を計算するとときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項の規定による充當(以下「充當」という。)をする日(同日前に充當するのに適したこととなつた日)がある場合には、その適することとなつた日までの期間とする。

九条第一項第五号を次のように改める。

所得税法の一部を改正する法律案  
所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部

を次のように改正する。

第九条第一項第五号を次のように改める。

所得税法の一部を改正する法律案  
所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部

を次のように改正する。

第九条第一項第五号を次のように改める。</





下「旧法」という。第九条第一項第十一号に掲げる有価証券の譲渡による所得については、なお従前の例による。

2 施行日前に支払われた旧法第九条第一項第十

三号に掲げる金額及び施行日前に交付を受けた同項第十四号から第十六号までに掲げる金額その他の資産については、なお従前の例による。

(労働組合費控除に関する経過措置)

(配当控除の廃止に関する経過措置)

第七条 施行日前に支払を受けるべき旧法第九十

二条第一項に規定する利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に係る配当所得について、同条の規定は、なおその効力を有する。

(年末調整に関する経過措置)

第八条 新法第百九十条の規定及び新法別表第七

は、昭和五十年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

旧法第一百二十七条(旧法第百六十六条规定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国

税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二

十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項

(これらの事項につき同日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合は、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和五十一年三月三十一日までに、税務署長に對し、國税通則法第二十三条第一項の更正の請求ができる。

2 前項の更正の請求に基づく國税通則法第二十

四条又は第二十六条の規定による更正があつた

場合において、新法第百五十九条第二項(新法

第一百六十八条において準用する場合を含む。)の

規定による還付金について國税通則法第五十八

条第一項に規定する還付加算金を計算するとき

は、その計算の基礎となる同項の期間は、施行

日からその還付のための支払決定をする日又は

その還付金につき同法第五十七条第一項の規定

による充当(以下「充当」という。)をする日(同

日に充当をするに適することとなつた日)が

ある場合には、その適することとなつた日)ま

での期間とする。

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第一

六号)の一部を次のよう改正する。

第二十八条の六第四項第三号中「第九十二条

及び」を削り、「同法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第二十八条の六第一項(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第二十八条の六第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額」と、同法第九十五条を「同条」に改める。

第三十一条第三項第三号中「第九十二条及び

を削り、「同法第九十二条第一項中「前節(税率)」

とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法

第三十一条第一項(長期譲渡所得の課税の特

例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税

総所得金額及び租税特別措置法第三十一条第一

項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得

税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得

税額、同項に規定する課税長期譲渡所得金額に

係る所得税額」と、同法第九十五条を「同条に改める。

3 第四十二条第三項を次のように改める。

第一項の規定による控除をすべき金額は、所

得税法第八十九条第二項に規定する課税総所

得税額に係る所得税額、同項に規定する課税

所得金額に係る所得税額又は同項に規定

する課税退職所得金額に係る所得税額から順

次控除する。この場合において、当該控除を

すべき金額がその年分の所得税額を超えると

きは、当該控除をすべき金額は、当該所得税

額に相当する金額とする。

第四十二条の二第四項第二号中「配当控除の

額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置

法第四十二条の二第一項(年末調整に係る住宅

取得控除)の規定により控除される金額との合

計額」を「こえる場合には」とあるのは、「超

える場合において、当該総所得金額、退職所得

金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を

第八十七条第二項(所得控除の順序)の規定に

準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得

金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条(税率)及び第九十一条

(簡易税額表)の規定を適用して計算した場合

の所得税の額の合計額が租税特別措置法第四十

一条の二第一項(年末調整に係る住宅取得控除)の規定により控除される金額を超えるときは」に改める。

第四十二条の四第一項各号列記以外の部分中

「第九十二条第一項」を「第二編第三章第一節」

に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第四十二条第三項の規定は、住宅貯蓄控除

をすべき金額について準用する。

第四十二条の五第四項第一号中「配当控除の

額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置

法第四十二条の五第一項(年末調整に係る住宅

貯蓄控除)に規定する住宅貯蓄年末調整控除額

との合計額」を「こえる場合には」とあるのは、「

所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項(所得控除の順序)の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得額とみなして第八十九条(税率)及び第九十一条(簡易税額表)の規定を適用して計算した

所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得

金額とみなして第八十九条(税率)及び第九十一条(簡易税額表)の規定を適用して計算した

場合の所得税の額の合計額が租税特別措置法

第四十二条の五第一項(年末調整に係る住宅貯蓄

控除)に規定する住宅貯蓄年末調整控除額を超えるときは」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 附則第七条の規定によりなおその効力を有する旧法第九十二条第一項に規定する利益

の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益

の分配に係る配当所得については、前条の規定

による改正前の租税特別措置法の規定は、なお

その効力を有する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 附則第七条の規定によりなおその効力を有する旧法第九十二条第一項に規定する利益

の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益

の分配に係る配当所得については、前条の規定

による改正前の租税特別措置法の規定は、なお

その効力を有する。

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を

目次中「受取配当等」を「削除」に改める。

第二条第十八号イ(2)中「第二二十三受取配当等の益金不算入」を削る。

第二編第一章第一節第三款第一目を次のように改める。

第一目 削除

第二十三条及び第二十四条 削除

第三十七条第二項を次のように改める。

3 第四十二条第三項の規定は、住宅貯蓄控除

をすべき金額について準用する。

第四十二条の五第四項第一号中「配当控除の

額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置

法第四十二条の五第一項(年末調整に係る住宅

貯蓄控除)に規定する住宅貯蓄年末調整控除額

との合計額」を「こえる場合には」とあるのは、「

得の金額の計算上、損金の額に算入しない。





## 第四十二条及び第四十二条の二 削除

第六十二条第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「四百万円」を「三百万円」に改め、「の百分の七十五」を削り、

「次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる金額」を「当該法人の当該事業年度において支出する交際費等の額が基準交際費額に満たない場合には、当該限度超過額からその満たない部分の金額（当該金額が当該限度超過額を超える場合には、当該限度超過額に相当する金額）を控除した金額」に改め、各号を削る。

第六十七条第一項を次のように改める。

医療法人が、各事業年度において第二十六条第一項に規定する社会保険診療等につき支払を受けるべき金額がある場合には、当該事業年度の所得の金額の計算上、当該社会保険診療等に係る経費として損金の額に算入する金額は、当該支払を受けるべき金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 年一千五百万円以下の金額 百分の七十二  
二 年一千五百万円を超えて、年三千万円以下の金額 百分の六十二  
三 年三千万円を超えて、年五千万円以下の金額 百分の五十七  
四 年五千万円を超える金額 百分の五十二

第六十七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 事業年度が一年に満たない医療法人に対する前項の規定の適用については、同項中「年一千五百万円」とあるのは「一千五百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年三千万円」とあるのは「三千万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年五千万円」とあるのは「五千万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

前項の月数は、曆にしたがつて計算し、一月

に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第八十八条の四第一項中「昭和五十年四月一日」を「昭和五十一年四月一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで 四分の一

二 昭和五十一年四月一日から同年八月三十一日まで 八分の一（当該自動車につき当該保安上の技術基準を定めた法令において定められたる堅素酸化物の排出量に係る値のうち、大蔵省令で定めるものを超えることとなる当該自動車については、十分の一）

三 昭和五十一年四月一日から同年八月三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる物品税別表第二種第七号に掲げる乗用自動車、電気を動力源とするもののうち、大蔵省令で定めるものに係る物品税の課税標準は、物品税法第十一条及び第十三条の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額から、当該金額に二分の一を乗じて算出した金額を控除した金額とする。

第八十八条の四に次の二項を加える。

3 前二項の規定の適用に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第六章第一節中第八十八条の五を第八十八条の六とし、第八十八条の四の次に次の二項を加える。

（高公害乗用自動車の物品税率の特例）

前項の規定の適用については、同項中「年一千五百万円」とあるのは「一千五百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年三千万円」と、「年五千万円」とあるのは「三千万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年五千万円」とあるのは「五千万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

前項の月数は、曆にしたがつて計算し、それ

一 第八十八条の三の規定の適用を受ける乗用自動車 百分の三十

二 物品税法別表第二種第七号に掲げる乗用自動車 百分の二十五

三 物品税法別表第二種第七号に掲げる乗用自動車（二輪自動車を除く。）百分の十五

（施行期日）  
附則

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十年分以後の所得税について適用し、昭和四十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得に関する経過措置）

第三条 昭和五十年三月三十一日までに支払を受けるべき改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する利子所得については、なお従前の例による。

（配当所得に関する経過措置）

第四条 昭和五十年三月三十一日までに支払を受けるべき旧法第八条の二第一項、第八条の三第一項、第八条の四第一項、第八条の五第一項、

第八条の六又は第九条第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

（社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置）

第五条 新法第二十六条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する支払を受けるべき金額について適用し、同日前に支払を受けるべき当該金額については、なお従前の例によ

る。た旧法第四十一条の十二第一項に規定する割引債について支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）

第七条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施

行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置）

第八条 新法第六十七条第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する支払を受けるべき金額について適用し、同日前に支払を受けるべき当該金額については、なお従前の例による。

（物品税の特例に関する経過措置）

第九条 物品税法別表第二種第七号に掲げる乗用自動車のうち、旧法第八十八条の四第一項又は第二項に規定する期間内にその製造に係る製造場から移出されたもので、これらの規定に該当するものに係る物品税については、なお従前の

例による。

（物品税の特例に関する経過措置）

第十条 物品税法別表第二種第七号に掲げる乗用自動車のうち、旧法第八十八条の四第一項又は第二項に規定する期間内にその製造に係る製造場から移出されたもので、これらの規定に該当するものに係る物品税については、なお従前の

例による。

（償還差益に対する分離課税等に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（償還差益に対する分離課税等に関する経過措置）

第十三条 新法第二十六条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する支払を受けるべき金額について適用し、同日前に支払を受けるべき当該金額については、なお従前の例によ

る。

（償還差益に対する分離課税等に関する経過措置）

第六条 昭和五十年三月三十一日までに発行され



昭和五十年四月七日印刷

昭和五十年四月八日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局